

平成18年12月8日（金曜日）第1号

○議事日程	9頁
○本日の会議に付した事件	10頁
○出席議員	12頁
○欠席議員	13頁
○説明のため出席した者	13頁
○職務のため出席した事務局職員	14頁
○開会宣告	15頁
○開議宣告	15頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	15頁
○日程第 2 会期の決定	15頁
○諸般の報告	15頁
○日程第 3 議案第122号から 日程第36 議案第155号まで	15頁
○休会の件	19頁
○散会宣告	19頁

平成18年12月11日（月曜日）第2号

○議事日程	21頁
○本日の会議に付した事件	21頁
○出席議員	21頁
○欠席議員	22頁
○説明のため出席した者	22頁
○職務のため出席した事務局職員	23頁
○開議宣告	24頁
○日程第 1 一般質問	24頁
5番 松野武司 議員	24頁
14番 葛西ノリエ 議員	33頁
40番 工藤善司 議員	46頁
3番 阿部春市 議員	47頁
2番 加藤 磐 議員	54頁
28番 平山秀直 議員	57頁

19番 野呂 國四郎 議員	65頁
17番 工藤 誠一郎 議員	70頁
○散会宣告	74頁

平成18年12月12日（火曜日）第3号

○議事日程	75頁
○本日の会議に付した事件	75頁
○出席議員	75頁
○欠席議員	76頁
○説明のため出席した者	76頁
○職務のため出席した事務局職員	77頁
○開議宣告	78頁
○日程追加の議決	78頁
○追加日程 議案第156号	78頁
○日程第 1 議案第122号から 追加日程 議案第156号まで	79頁
○休会の件	80頁
○散会宣告	80頁

平成18年12月15日（金曜日）第4号

○議事日程	81頁
○本日の会議に付した事件	82頁
○出席議員	84頁
○欠席議員	85頁
○説明のため出席した者	85頁
○職務のため出席した事務局職員	86頁
○開議宣告	87頁
○日程第 1 議案第136号から 日程第14 議案第155号まで	87頁
○日程第15 議案第145号から 日程第20 議案第156号まで	89頁
○日程第21 議案第135号及び	

日程第 2 2 議案第 1 5 3 号.....	9 0 頁
○日程第 2 3 議案第 1 2 2 号から	
日程第 3 5 議案第 1 3 4 号まで.....	9 1 頁
○日程第 3 6 発議第 7 号.....	9 3 頁
○委員会付託省略の議決.....	9 3 頁
○日程第 3 7 議案第 1 5 7 号から	
日程第 3 9 議案第 1 5 9 号まで.....	9 4 頁
○委員会付託省略の議決.....	9 4 頁
○市長あいさつ.....	9 6 頁
○閉会宣告.....	9 7 頁

平成18年五所川原市議会第6回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成18年12月8日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第122号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 4 議案第123号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算
- 第 5 議案第124号 平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第 6 議案第125号 平成18年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別
会計補正予算
- 第 7 議案第126号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 8 議案第127号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第128号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第10 議案第129号 平成18年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第130号 平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第12 議案第131号 平成18年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第13 議案第132号 平成18年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算
- 第14 議案第133号 平成18年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算
- 第15 議案第134号 平成18年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算
- 第16 議案第135号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第136号 五所川原市役所の支所設置条例を廃止する条例案
- 第18 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンタ
ー七和）
- 第19 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンタ
ー長橋）
- 第20 議案第139号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンタ
ー飯詰）
- 第21 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンタ
ー三好）

- 第 2 2 議案第 1 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（昆沙門・長富コミュニティセンター）
- 第 2 3 議案第 1 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（梅沢コミュニティセンター）
- 第 2 4 議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（楠美家住宅）
- 第 2 5 議案第 1 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市つがる克雪ドーム）
- 第 2 6 議案第 1 4 5 号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第 2 7 議案第 1 4 6 号 五所川原地区消防事務組合理約の変更について
- 第 2 8 議案第 1 4 7 号 ふるさと交流圏民センター事務組合理約の変更について
- 第 2 9 議案第 1 4 8 号 青森県消防補償等組合理約の全部変更について
- 第 3 0 議案第 1 4 9 号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
- 第 3 1 議案第 1 5 0 号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 第 3 2 議案第 1 5 1 号 西北五環境整備事務組合理約の変更について
- 第 3 3 議案第 1 5 2 号 西北五広域福祉事務組合理約の変更について
- 第 3 4 議案第 1 5 3 号 津軽広域水道企業団規約の変更について
- 第 3 5 議案第 1 5 4 号 五所川原市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 第 3 6 議案第 1 5 5 号 和解について

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 2 2 号 平成 1 8 年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 4 議案第 1 2 3 号 平成 1 8 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第 5 議案第 1 2 4 号 平成 1 8 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 6 議案第 1 2 5 号 平成 1 8 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算

- 第 7 議案第 1 2 6 号 平成 1 8 年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第 8 議案第 1 2 7 号 平成 1 8 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第 1 2 8 号 平成 1 8 年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第 1 0 議案第 1 2 9 号 平成 1 8 年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第 1 1 議案第 1 3 0 号 平成 1 8 年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 1 2 議案第 1 3 1 号 平成 1 8 年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第 1 3 議案第 1 3 2 号 平成 1 8 年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算
- 第 1 4 議案第 1 3 3 号 平成 1 8 年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算
- 第 1 5 議案第 1 3 4 号 平成 1 8 年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算
- 第 1 6 議案第 1 3 5 号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第 1 7 議案第 1 3 6 号 五所川原市役所の支所設置条例を廃止する条例案
- 第 1 8 議案第 1 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター七和）
- 第 1 9 議案第 1 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター長橋）
- 第 2 0 議案第 1 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター飯詰）
- 第 2 1 議案第 1 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター三好）
- 第 2 2 議案第 1 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（毘沙門・長富コミュニティセンター）
- 第 2 3 議案第 1 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（梅沢コミュニティセンター）
- 第 2 4 議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（楠美家住宅）
- 第 2 5 議案第 1 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市つがる克雪ドーム）
- 第 2 6 議案第 1 4 5 号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第 2 7 議案第 1 4 6 号 五所川原地区消防事務組合理約の変更について
- 第 2 8 議案第 1 4 7 号 ふるさと交流圏民センター事務組合理約の変更について
- 第 2 9 議案第 1 4 8 号 青森県消防補償等組合理約の全部変更について
- 第 3 0 議案第 1 4 9 号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について

- 第31 議案第150号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 第32 議案第151号 西北五環境整備事務組合同規約の変更について
- 第33 議案第152号 西北五広域福祉事務組合同規約の変更について
- 第34 議案第153号 津軽広域水道企業団規約の変更について
- 第35 議案第154号 五所川原市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 第36 議案第155号 和解について

出席議員（43名）

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 磐 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	13番 櫛 引 ユキ子 議員
14番 葛 西 ノリエ 議員	16番 三 和 均 議員
17番 工 藤 誠一郎 議員	18番 寺 田 武 造 議員
19番 野 呂 國四郎 議員	20番 三 和 孝 治 議員
21番 古 川 幸 治 議員	22番 秋 元 洋 子 議員
23番 高 杉 利 彦 議員	24番 山 口 孝 夫 議員
25番 笠 井 幸 市 議員	26番 磯 辺 勇 司 議員
28番 平 山 秀 直 議員	29番 笹 山 精 喜 議員
31番 平 山 則 雄 議員	32番 島 津 典 明 議員
33番 中 畑 藤 雄 議員	34番 田 中 賢 一 議員
35番 川 口 隆 議員	36番 中 谷 秀 八 議員
37番 福 士 寛 美 議員	38番 川 浪 茂 浩 議員
39番 木 村 清 一 議員	40番 工 藤 善 司 議員
41番 葛 西 収 三 議員	42番 工 藤 武 則 議員
43番 吉 岡 浩 議員	45番 成 田 長 代 議員
46番 濱 田 春 士 議員	47番 三 湊 春 樹 議員
48番 長谷川 清 勝 議員	

欠席議員（４名）

12番 稲葉好彦 議員

27番 伊丸岡 勇 議員

30番 相澤 治 議員

44番 葛西 敬太郎 議員

説明のため出席した者（28名）

市 長	平 山 誠 敏
助 役	田 邊 欣二郎
収 入 役	鳴 海 義 男
総 務 部 長	山 田 晴 雄
財 政 部 長	三 上 裕 行
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	三 橋 俊 一
行 財 政 改 革 推 進 監	越 前 正 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	蒔 田 弘 次
水道事業所長	須 郷 純 彦
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
職務代理者 選挙管理委員会 事 務 局 長	木 村 隆 一
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	高 橋 勇 公

財 政 課 長	工 藤 勝
企 画 課 長	岩 川 静 子
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	小 林 耕 正
議 事 係 主 査	飛 鳥 順 一

午前10時15分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員42名、定足数に達しております。
これより平成18年五所川原市議会第6回定例会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、38番川浪茂浩議員、39番木村清一議員、40番工藤善司議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの8日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から8日間と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（齊藤一郎） 次に、この際諸般の報告をいたします。
市長より地方自治法の規定に基づき報告がありました。報告第20号から報告第25号ま
での6件はいずれも専決処分の報告についてであります。以上の報告書は、お手元に配
付しておきましたから御了承願います。
-

◎日程第 3 議案第122号から

日程第36 議案第155号まで

- 議長（齊藤一郎） 次に、日程第3、議案第122号 平成18年度五所川原市一般会計補
正予算から日程第36、議案第155号 和解についてまでの34件を一括議題といたします。

なお、提出されております議案中、訂正の申し出があり、お手元に正誤表を配付しておきましたので、御訂正願います。

それでは、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

平成18年五所川原市議会第6回定例会に上程されました議案の提案理由説明に先立ち、一言御報告申し上げます。

議員各位におかれましては、新聞報道等により既に御案内のこととは存じますが、当市給食センターの調理用ボイラー故障に伴い、昨日と本日の2日間五所川原地区の学校給食の内容を制限、厳密には7日はパン、牛乳及びミカンのみ配食、8日は弁当持参しているところでございます。給食センターでは、ボイラーの故障を確認後、直ちに五所川原地区の各校に対し給食の内容制限の連絡をしてございますが、児童生徒並びに保護者の方々には大変御不便をおかけしておりますことを、この場をお借りしておわび申し上げます。なお、ボイラーの故障原因は燃料重油を霧状にするためのオイルポンプの不良によるものと見られておりますが、給食センターでは一刻も早い復帰を目指し、昨日中に修理を完了済みであり、本日ボイラー周辺の機械点検を経て11日の月曜日には通常どおり給食を再開できる見通しであるとの報告を受けておりますので、これを皆様方にお伝えし、御報告にかえさせていただきます。

それでは、本定例会に上程されました議案の提案理由を説明申し上げます。

議案第122号から議案第134号までは、平成18年度五所川原市一般会計及び各特別会計補正予算であります。

議案第122号は、平成18年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から406万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ280億5,530万4,000円とするものであります。

議案第123号は、平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から9,681万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ78億1,423万5,000円とするものであります。

議案第124号は、平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に258万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,808万6,000円とするものであります。

議案第125号は、平成18年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に42万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出

それぞれ3,812万2,000円とするものであります。

議案第126号は、平成18年度五所川原市老人保健特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に3,853万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,264万9,000円とするものであります。

議案第127号は、平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に6,452万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,725万3,000円とするものであります。

議案第128号は、平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から838万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,448万6,000円とするものであります。

議案第129号は、平成18年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から2億5,035万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,805万5,000円とするものであります。

議案第130号は、平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に255万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,010万6,000円とするものであります。

議案第131号は、平成18年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に3万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,231万9,000円とするものであります。

議案第132号は、平成18年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に198万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ509万9,000円とするものであります。

議案第133号は、平成18年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に51万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ176万7,000円とするものであります。

議案第134号は、平成18年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に98万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ159万6,000円とするものであります。補正予算は以上であります。

議案第135号は、五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案であります。入居者の資格についての規定、その他所要の事項を改正するため提案するものであります。

議案第136号は、五所川原市役所の支所設置条例を廃止する条例案であります。五所

川原市役所の支所設置条例を廃止するため及び支所廃止に係る所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第137号から議案第144号までは、公の施設の指定管理者の指定についてであります。議案第137号はコミュニティセンター七和、議案第138号はコミュニティセンター長橋、議案第139号はコミュニティセンター飯詰、議案第140号はコミュニティセンター三好、議案第141号は毘沙門・長富コミュニティセンター、議案第142号は梅沢コミュニティセンター、議案第143号は楠美家住宅、議案第144号は五所川原市つがる克雪ドームであります。これらは、いずれも地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第145号は、青森県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律第48条及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第36条第1項の規定により青森県後期高齢者医療広域連合を設立するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第146号及び議案第147号は、地方自治法の一部を改正する法律による助役制度の見直し、収入役制度の見直し、吏員制度の廃止等に伴い、一部事務組合の規約の一部を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。それぞれ議案第146号は五所川原地区消防事務組規約の変更について、議案第147号はふるさと交流圏民センター事務組規約の変更についてであります。

議案第148号は、青森県消防補償等組規約の全部変更についてであります。平成19年3月31日をもって青森県市町村税滞納整理組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合及び青森県自治会館管理組合を解散し、3組合の事務を同年4月1日から青森県市町村総合事務組合に承継することについて、地方自治法第286条第1項及び同法290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第149号は、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散についてであります。平成19年3月31日をもって青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を解散し、同組合の事務を青森県市町村総合事務組合に承継することについて、地方自治法第288条及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第150号は、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分についてであります。平成19年3月31日をもって青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を解散することに伴う財産処分に関し、地方自治法第289条及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第151号から議案第153号までは、地方自治法の一部を改正する法律による助役制

度の見直し、収入役制度の見直し、吏員制度の廃止等に伴い、一部事務組合同規約の一部を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。それぞれ議案第151号は西北五環境整備事務組合同規約の変更について、議案第152号は西北五広域福祉事務組合同規約の変更について、議案第153号は津軽広域水道企業団規約の変更についてであります。

議案第154号は、五所川原市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約についてであります。市が処理する事務のうち、特定の事務を日本郵政公社東北支社受け持ち区域内の三好郵便局、長橋郵便局、飯詰郵便局、七和郵便局及び梅沢郵便局において取り扱わせるため議会の議決を求めるものであります。

議案第155号は、和解についてであります。五所川原市嘉瀬財産区に係る損害賠償請求控訴事件について和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明9日及び10日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る11日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時32分 散会

平成18年五所川原市議会第6回定例会会議録(第2号)

議事日程

平成18年12月11日(月)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(44名)

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 磐 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	12番 稻 葉 好 彦 議員
13番 櫛 引 ヌキ子 議員	14番 葛 西 ノリ正 議員
17番 工 藤 誠一郎 議員	18番 寺 田 武 造 議員
19番 野 呂 國四郎 議員	20番 三 和 孝 治 議員
21番 古 川 幸 治 議員	22番 秋 元 洋 子 議員
23番 高 杉 利 彦 議員	24番 山 口 孝 夫 議員
25番 笠 井 幸 市 議員	26番 磯 辺 勇 司 議員
27番 伊丸岡 勇 議員	28番 平 山 秀 直 議員
29番 笹 山 精 喜 議員	30番 相 澤 治 議員
31番 平 山 則 雄 議員	32番 島 津 典 明 議員
33番 中 畑 藤 雄 議員	34番 田 中 賢 一 議員
35番 川 口 隆 議員	36番 中 谷 秀 八 議員
37番 福 土 寛 美 議員	38番 川 浪 茂 浩 議員
39番 木 村 清 一 議員	40番 工 藤 善 司 議員
41番 葛 西 収 三 議員	42番 工 藤 武 則 議員
43番 吉 岡 浩 議員	45番 成 田 長 代 議員
47番 三 湊 春 樹 議員	48番 長谷川 清 勝 議員

欠席議員（3名）

16番 三和均 議員

44番 葛西敬太郎 議員

46番 濱田春士 議員

説明のため出席した者（29名）

市長	平山誠敏
助役	田邊欣二郎
収入役	鳴海義男
総務部長	山田晴雄
財政部長	三上裕行
民生部長	木村一善
福祉部長	宮崎堅治
経済部長	笹森英志
建設部長	三橋俊一
行財政改革 推進監	越前正一
金木総合支所長	福井定治
市浦総合支所長	成田義正
西北中央病院 事務局長	蒔田弘次
水道事業所長	須郷純彦
教育委員長	阿部育也
教育長	高松隆三
教育部長	葛西皓
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
職務代理者	
選挙管理委員会 事務局長	木村隆一
農業委員会会長	太田昭市
農業委員会 事務局長	鈴木正徳
総務課長	高橋勇公

財 政 課 長	工 藤 勝
企 画 課 長	岩 川 静 子
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 政 課 長	島 谷 淳
土 木 課 長	白 戸 幸 一
会 計 課 長	関 秀 三
消 防 課 長	外 崎 清 春

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議 事 係 長	小 林 耕 正
議 事 係 主 査	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員39名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、5番松野武司議員。

○5番（松野武司議員） 一登壇一

皆さん、おはようございます。新市民クラブ、松野武司です。平成18年第6回定例会に当たり、通告の一般質問をいたします。

行財政健全計画についてですが、財政問題については全国の各自治体が深刻な状況に置かれているようです。最近マスコミ等で報道されている夕張市が財政再建団体に転落になり、職員の85%が早期退職を検討しているようです。市民の不安は大変なものだろうと思われまます。当新五所川原市は、市町村合併で財政安定ができるものと市民は予測していたと思います。ところが、五所川原市集中改革プランでの財政の会計を見ますと、平成21年には累計で52億の赤字の発生が予想されるのです。これについては、11月14日の財政健全化計画案の概要についての説明があり、そして今議会の開会日に財政健全化計画案の骨子についての説明がされました。今後は、五所川原市集中改革プランを着実に実行して、これから3年間一般財源ベースで対前年度比10%削減とすると説明がありました。この会計の表で見ますと、十四、五億円の削減が必要なわけで、これにより市民全体が厳しいサービスの低下や補助金削減が求められるわけです。しかし、そういう状況の中でも取り組まなければならない、市民にとって必要な事業等があるのですから、今後の取り組みに対する考えや、そして市民に対して財政を圧迫した理由と今後の財政安定に向けた具体的な説明を求めます。

財政の見直しは、行政改革にも大きな要因があるわけです。今までの行政システムの改革が必要だと思います。今後は、行政サービスが市民にとって真に有効なものとして機能しているかどうか、職員が市民としてのみずからの目で見直していく起期にする

べきだと思います。その上で、必要とあれば部門別職員の配置や事業の見直しを行い、これらの行政サービスの変化に柔軟に適応できるよう行政機構全体の効率化の議論を速急に進めなければと思います。各部局の統合配置や各課の職員の仕事の兼務などの見直しや入札制度の見直し、今までに行われてきた指名入札が及ぼす財政への負担はかなり大きな要因があると思われまます。これまでも私は指名審査委員会の進め方にいろいろと指摘してきました。その後、多少は改善されたところもありますが、今までのやり方は官製談合の疑いがあるのではと推測されるのです。最近、官製談合についての報道が特に取り上げられております。当市でもこれまでの取り組みを見直す必要があると思いますが、どのように考えているか答弁を求めます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 松野議員におかれましては、平素より市政各般にわたる御助言を賜っており、まことにありがとうございます。

さて、御質問の補助金につきましては、その支出の根拠は地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるという規定でございます。公益とは、一般的には社会一般の利益とか社会における不特定かつ多数の利益ということができると思いますが、これを一義的に決定するのは困難でありまして、結局はその時代的、社会的、地域的諸事情などのもとに、個々具体的に決定していかざるを得ない問題でもあります。

当市の市費単独補助金の現状を見ますと、補助金額以上に繰越金を発生させている団体、運営費等をすべて補助金で賄っている団体なども存在するかに聞いております。補助金の適正な支出を実現するためには、計画された事業に充当されているか、使途が明確にされているか、当該団体規約による会費等を徴しているかなどを担当課において十分調査し、必要に応じて補助対象団体の経理書類を審査しなければならないと考えております。

今後の補助のあり方として、各団体の事務事業を十分精査し、補助金の統廃合はもちろんのことでありますが、各種補助金を妥当な金額とするよう見直しをするとともに、補助の実態について市民の理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、松野議員を初め議員各位におかれましては、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 助役。

○助役（田邊欣二郎） 松野議員御質問の具体的な経費削減に対してお答えをいたします。

御承知のとおり、当市の財政状況は一般財源の不足が顕在化しております。そして、ますます厳しさを増してくるものと思われまます。こうした財政状況の逼迫と事務、行政需要の増大を整合させ、市民サービスを維持していくため、現在行政改革推進本部において財政健全化計画の策定に取り組んでおります。その中で、人件費等の削減や組織の統廃合、民間委託による事務事業費の削減、補助金を含む事務事業の見直しを徹底して行い、整理、合理化を進めることにより、財源不足額の圧縮を図るとともに、効率的で持続可能な財政運営への転換を図っていきたくと、そう思っております。

経費削減等の事業対象は、聖域をなくし全事業とし、特に市費単独事業については従来にも増して投資効果、緊急性等を十分検討し、市民サービスが低下しないように配慮しながら重点的かつ効果的に計画することが必要と考えております。

行財政改革実現のためには、職員の意識改革はもとより議員各位と市民の皆様の御理解と御協力が必要であり、今後ともこれらの課題に取り組んでまいりたいと、そう思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（山田晴雄） 行政組織のスリム化及び職員数の抑制についてお答えをいたします。

議員御提言の部課統合等による行政組織のスリム化や職員数の抑制は、財政健全化への必須事項であり、取り組むべき最優先事項と考えてございます。部課等の統合につきましては、現在実施しております関係部課長とのヒアリングの中で十分協議を重ねた上で、その可能性を探り、来年度以降に向けて検討してまいりたいと、このように考えてございます。

職員数につきましては、合併時には929名が在職してございましたが、平成18年12月現在では913名となっております。また、今年度末医療職員を除き18名の退職予定者に対し、採用は保健師2名の予定でございまして、平成19年4月1日の職員数は897名となる見込みでございます。今後におきましても、職員数の抑制につきましては退職者の不補充等により、集中改革プランに掲げた目標人数を達成するよう努めてまいります。

次に、部局を超えた職務の協力体制構築でございまして、確かにそれぞれの部局の業務量につきましては、時期によってばらつきがございまして、現在選挙管理委員会、それから議会事務局、農業委員会事務局等に関しまして併任辞令を出しまして、繁忙期には部局を超えた協力体制をとっております。今後とも部課係を超えた協力しやすい体制を

整えてまいりたいと考えておりますので、松野議員におかれましても、今後とも御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三上裕行） 松野議員御質問の一般競争入札制度の導入についてのお答えを申し上げます。

議員御承知のとおり、一般競争入札は不特定多数の者が参加できることから、競争性、透明度が高く、公正、機会均等な入札方式と認識しております。しかしながら、過当競争、ダンピングによる質の低下、受注に偏りが生じるなどの可能性もまた考えます。さらに、指名競争入札及び随意契約と比較した場合、一般競争入札実施の公告、参加者の受け付け、資格審査及び審査結果の通知など、事務作業が多くなります。これにより入札までの日数が増加し、工期にも影響を及ぼすことも考えられます。県内ほかの市、9市の12月現在の調査をいたしましたけれども、二、三申し込み型、あるいは制限つきなどの一般競争入札を行っている市もございます。こちらの方の経験等をお聞きしながら、その導入に当たっては検討を加えていきたいと思っております。御理解をよろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 5番。

○5番（松野武司議員） それでは、再質問をいたします。

この経費削減ですけれども、人件費などは、この間市長さんがみずからの給料を20%カット、助役さん15%と、職員も5%ぐらいあるようなお話で、前向きな経費削減に、人件費の削減に進んでいるようですけれども、人件費のこの経常収支比率40%、50%を超えると人件費による財政硬直化が指摘されるようです。市長さんたちでなく、私たち議員もこれは報酬の検討をしていかなければならないと思います。また、人件費についてはこれから団塊の世代の退職者が多く出るわけで、退職金、これなどもかなりふえていくと思いますので、とにかく市民が納得得られるような人件費の整理をしていただきたいと思っております。

扶助費もかなり、18年度のやつでいけば48億もあるんですけれども、これなどもやはり生活保護の観点から生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法などの地方自治体の支出が義務づけられているものだと認識しておりますけれども、やはりこれからその受給者への慎重な審査をしながら、まず聞くところによると、ああいう生活していて生活保護受けていいんだなという声も聞きますので、その辺慎重に審査をしながら進めていってほしいなと思っております。いずれにしても、これは全体

的には増加していく傾向にはあると思いますけども、適正な人に上げるような配慮をしていただきたいと思います。

公債費についても、これも40億幾らあります。これも今までの建設費やいろいろなものが積み重なってきているわけです。五所川原の場合は、全部で起債は420億ぐらいあるんだな、これを償還していかなければならないわけですけども、これについても20%を超えると経営の悪化ということになるとと思いますけども、五所川原の場合は何%なのか、後でお知らせいただきます。

そして、先ほど述べた夕張市のことですけども、これも情報を追いますと、一時借入れの操作、これが見抜けなかったと。これが大きな要因になっているようです。これ、我々議会等でもこういうことをちゃんと見ていかなければ、大変なことになるんだなということで痛感させられたわけです。この仕組み的には、余りちょっと理解できないんですけども、この一時借入金というのは、単年度で返す予定で、それを繰り返してうまく操作して、この帳面上に見えないようなことがあったようで、それがやはり夕張の大きな市の破滅につながっていったのではないかということを書いていましたので、その辺も気をつけながらやっていってほしいなと思います。

そして、普通建設事業、これも大体今まででも30億、40億という金額ですけども、ことしあたりはもう予測で39億なのが58億と、大体20億もオーバーしているわけですけども、この辺も計画性がどうなのか。単に20億もふえるのであれば、何なんだかという、どういう計画したんだということになるわけです。この建設費がふえることによって、多分地方債を使うんでしょうから、また公債費も上がるだろうし、この辺も本当に真剣になって、必要なものを建てていくような感じにしなければ、何か今まではどんどん、どんどんそういうものを建てて、これが今ツケ回ってきてこういうぐあいになっているわけで、これが今この集中改革プランの中でいけば、結局は削減していくことは、やはり市民にとって負担を与えることになるわけですよ。今現在から落とさなければならぬんで。人間ある一定の生活から下がれば、みんなぶうぶう言うわけですよ。そういう観点からいきますと、本当に非常に大変な財政改革していかなければならないということに、本当に市民も不満が続出するのではないかと思います。この建設費も、やはりさっき言ったとおり建設にかかわる入札についても、かなりの大きな部分があるわけです。五所川原市の入札結果を見ますと、ほとんど95%、97%という高い落札率なんですよ。それで、八戸とか見れば、もう80%台になっている。そして、きのうの新聞等で見れば、県の発注で60%台という、そういう数字も出ています。これ、当五所川原市でもこの一般競争入札を実行して10%なり20%落とすのであれば、年間30億、40億の発注し

ていると、まず最低でも3億、4億という金が生まれてくるわけです。これ、一部特定の人たちに上げると言えばおかしいけども、そういう出し方して、あと市民さ辛抱せ、辛抱せだばだれも納得しないと思います。この辺もちゃんとした市民が納得したような形をとって、それでなおかついろんな人件費削減するんなら話はわかるけども、こういうのもちゃんとやらないでそういうのをやるというのは、矛盾し過ぎていますんで、どうかその辺をもう一回検討して、さっき財政部長が言ったとおり、一般競争入札にすれば時間もかかるし、どうのこうの言っていたけども、それは事務的なことであって、市民は関係ない話なんです。幾らかでも税金のむだ遣いをしないように市民は望んでいるんですから、それをやるのが行政側ですから、その辺間違わないでください。時間がかかるのであれば、さかのぼってそれを見込んだ発注の仕方すればいいんですし、そういうことをしっかりやってほしいです。

それから、今までの指名入札を見ますと、本当に公平にはいっていないと私はずっと感じてきました。と申すのは、ほとんど選挙絡みです。市長選に応援しない業者はほとんど入っていません。またこれを続けていくのか、その辺をはっきりしてほしいと思います。これからは、みんな市民総出でこの行政を改革していかなければという思いでいるんですよ。それを、選挙に応援しないからだめだとか、そういう観点から判断してはいけないと思いますんで、平山市長さんはそういう方ではないと思いますので、どうかそういうことを実行していただきたいと思います。

それから、この物件費についてもいろいろこれは細かい部分はありますけども、これから委託料とか、そういうのが発生していくわけですので、ふえていく部分はあろうかと思えます。細かいことは、職員たちが一番日ごろむだな部分あるということであっていると思えますので、例えば今まで職員の中でもこういうむだがあっても言えないという、そういう状況があると思えます。言えば反感を買うとか、そういう思いがあると思えますけども、この際はみんなですべてをどんなむだがあるのか、職員同士が話ししながら出して、幾らかでもこの物件費についても削減していかなければと思います。私は、職員から無記名で今まで何を削減していったらいいのかという、そういう情報を集めながら会議にかけて、こういう意見が出ているというのをすくい上げて、そういう会議を開いていただければと思っております。

さっき市長さんから補助金の関係も削減の関係も述べられましたけども、全体で補助金も、これもすごいですね。四十何億も補助金出しているわけで、これなどもこの間補助金のリストを見ましたら、それでも大きいものはそんなにないんですけども、やはりかなりの項目にわたってやっているものですから、すごいな、これが積み重ねれば40億

にもなるのかということで驚きましたけども、どれとって見ても必要な補助金だなという感じは受けるんですが、これを切れればまた文句言われる部分あるということで、これもちょっと頭悩むところだと思いますけども、その辺、さっき市長さんが言ったとおり、それを苦勞してやらなければならないという切なさを感じました。これから補助金あたり、病院とか、これからまた出ていくべし、そういうのでも企業債で建てることになれば、またすごいものが発生する。この集中改革プランの中では、この中核病院の資金というのは何ももらえていないんですけども、これから予測されて発生していくんですけども、この建設で市が60%から70%の負担ということになれば、補助金が全然見えていない状況であれば、単純に考えて60%だば120億五所川原市で負担しなければならないことになれば、これもまた大変なことだなという、単純に考えるんですけども、その辺どう考えているのかも答弁を求めたいと思います。

それから、いろいろ繰出金とかもありますけども、ちょっとこの財政危機の中でもやらなければ、取り組まなければならない事業、これなども私ずっと前から言っていたんですけども、民間の資金力を活用するP F I法で事業を進めてはどうなのかということもずっと前から言ってきたんですけども、この対策も全然いまだかつ進められていないと。これなども、こういう事態であれば本当に民間を動かして、経済を動く方向というのは、やはり行政がP F I法で民間に仕事を投げ出してやって、それを民間がやっていくというようなことで経済が動くわけなんですけども、これなどもやはり本当に真剣になって、今の時期だから進めていかなければ、これはすぐできるものではないと思いますので、早目、早目の対策をしてほしいと思います。例えば給食センター、これなども大分老朽化して、前にも私これ言ったんですけども、四、五日前にボイラーの故障で給食が停止になったことは新聞等でも発表されたし、市長さんも議会の冒頭でも述べられました。給食センターは、何年も前から建てかえが言われてきたんですが、予算が組めないようで、全くこの建設の見込みはないようです。何年待てばこの予算が進むか、この辺ちょっと知りたいと思いますけども、これは教育委員会に尋ねますけども、教育委員会の場合でも順番、本当にずっと前からこの給食センターの話をしてきたんですけども、楠美家とか、そういうのを先に建設されたようですけども、本当にどういう観点からそうなったのか、その辺再度お聞きいたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 財政課長。

○財政課長（工藤 勝） 松野議員の御質問のまず公債費関係についてからお答えいたしたいと思います。

公債費がふえているわけですが、公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質公債費比率というのがございます。その比率でいきますと、当市の場合17.1%ということになってございます。

それから、建設事業についてふえているという御指摘がございました。これは、平成17年度から18年度に繰り越した事業が大分ございまして、それが主な理由でございます。

それから、物件費等についての削減ということで御提言ありましたが、御存じのように内部管理経費が主なものでありまして、これらにつきましては今までも削減に努めてまいったわけですけれども、今後はさらに財政健全化計画に基づきまして削減を進めていきたいと考えてございます。御理解を願いたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（三上裕行） お答えいたします。

まず、一時借入金ですけれども、支払いに当たって国庫補助事業等を実施、あるいは起債を活用すれば、国からの補助金入ってくるのがかなりおくれます。また、起債の借入れ日も利息等を考慮して遅く借りるようになってございますので、その支払いに当たって一時的に借入れをしてございます。その年度で繰り越すようなことは、当市の場合にはございません。

それから、PFI手法、いわゆる行政と民間とのパートナーシップのことでございます。主に公共施設の建設、管理に関することなんですけれども、公共施設の管理運営につきましては、17年度から指定管理者制度を導入いたしまして、今後とも行政と民間の責任ある役割分担の構築に努めながら、整備が急がれる施設等の目的、具体的に松野議員給食センターをお示しでございました。この目的や提供する公共サービスの性格等を勘案し、公共施設にかかわる建設、維持管理及び運営等につきまして指定管理者制度、NPO法人、PFI手法等の検討を進めまして、これらの手法の長所、短所等を勘案しながら、効率的でかつ適切な方法を選択して、その導入を図っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 松野議員から中核病院の負担割合について御質問ございましたが、中核病院の負担については松野議員のおっしゃるとおりで、それそのままいきますと大変な事態になるわけですが、関係2市4町でのその負担割合についてもまだ合意できておりませんし、これからの検討課題ということで今進めているところでございます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えします。

まず、この前の学校給食センターのボイラーの故障については、大変御迷惑をおかけしまして、市民の皆さん方にも改めておわびを申し上げたいと思います。

私去年の6月に教育長に就任して、いろいろ実態を見ながら、この地域の学力の向上と学校統合と給食センターの建設については喫緊の課題であるということで、それぞれ教育委員会としても意思統一をしておるところであります。特にこの給食センターは、建設して約40年たって相当老朽化が進んで、もしあれで食中毒が起きると、これは大変な事態になるなという危機感を持っております。夏にも水道の漏水で3日間かかってやっと中を掘り起こして発見をしたという、そういうあれもあって、非常に老朽化が進んで、今回ボイラーの故障ということで常に私どもが時限爆弾を抱えながら給食をしているという危機感を持っております。

しかし、現実には市の財政が厳しいということもわかるけれども、しかし市に金がなければ私は民活でやるべきだということで、民活の検討も事務局にはさせております。民活でやっても、教育施設については国の補助金が出るんです。そして、それで民活の方式も三つありますけれども、いずれにしてもその民活で、まず民間の事業者がこの建設をしていただいて、管理運営をもうすべて任せるという方式が一つあります。先ほど人件費の抑制という御質問あったけれども、民間に管理運営を全部やらせるという、そして国の補助を受けながらその事業を完成をして、そしてその事業期間をそれぞれの市町村では大体15年から30年の中でやっております。国内でも、相当給食センターにしても民活でやっているのが、我々のわかっている範囲でも20以上あります。大概の市町村は、大体15年から30年の事業期間を設定をして、事業者建物をつくってもらって管理運営を任せると、そしてその後、例えば所有権を市に移すというやり方と、管理運営を業者にさせないで、建設だけを民活でやって、その完成した時点で市がそれを引き取るというやり方と両方あるわけで、いずれがメリット、デメリットがあるかというのはいろいろ検討をさせておりますので、いずれにしても私は給食センターは本来であれば五一中の建設が終わってからという考えもこれまであったけれども、老朽化の度合いを見ると五一中の建設を待たないで建設をしなければいけないのかなという、その場合には民活の方式というのが一番ベターではないかという考えを持っております。

○議長（齊藤一郎） 5番。

○5番（松野武司議員） まず、今教育長さん言われた民活、本当に前向きに考えているようですので、安心な部分もあります。大分前から給食センターだけではなく、市営住宅も待機者が大分あるようですので、これなども前市長のときも私提案しました

けども、全くやられておりませんでした。あのときは、この議場で市長さんがそれはいいことだ、前向きに考えていきますということの答弁があったんですけども、後で大分暮らしても何も音さたないところで、その当時総務部長に聞きに行ったら、何も指示されていないはんで、何もやらないということになってしまって、余りきまげたところで、PFIの手法の給食センターがとり行われている市の資料を置いてきたはずです。本当にこの五所川原市にとっては、そういう民活を利用するのが、今この現状ですので、本当にいろんなこれからの物件に対しては活用させていったらいいかと思います。

それから、指定管理者などもただ指名するんじゃなく、やはり競争で管理を任せるような、そういう手段もとって、幾らかでも財政が楽になる方法をとっていただければと思います。答弁は要らないですけども、これから本当にみんなこぞってこの五所川原の財政の危機を乗り越えていこうと思いましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

次に、14番葛西ノリエ議員。

○14番（葛西ノリエ議員） 一登壇一

社会民主党の葛西ノリエです。今回の議会は、私の17年間の議員活動を締めくくる最後の議会となりました。これまで私を支えてくださいました多くの皆さんに心から感謝を申し上げ、きょうの一般質問に入らせていただきます。

第1点目は、いじめや不登校についてお尋ねします。いじめによる子供の相次ぐ自殺、高校の全国的な履修漏れ発覚、政府主催のタウンミーティングで教育基本法改正に賛成の依頼をしたやらせ質問など、あってはならないことが続いています。文部科学省には、いじめによる自殺予告の手紙が届くという非常事態になっています。事件に関する報道からもわかるように、学校側はいじめがなかったようなふりをしたり、気づいていたのに対応がおくれるなど、事なかれ主義が目立ち、子供の声にこたえていない実態が明るみになりました。まず、こうした大人の姿勢を改め、何があっても守るよというメッセージを学校は子供たちに伝えていかなければなりません。文部科学省は、どうしてこれまでの助言や指導が生かされず、いじめが起こっているのかを反省し、検証しなければならないと思います。親や保護者には、いじめられていないかと心配することも必要ですが、同じようにいじめていないかと気をつけていくことも必要だと感じています。それぞれの立場でいじめをなくしていく努力をし、学校が子供たちの安心できる場となれるよう、力を合わせていきたいものです。

そこで、質問の1点目は、学校でのいじめの現状について報告していただきたいと思

います。

2点目は、いじめの早期発見、早期対応への学校の取り組みはどのようになっているのかお伺いします。

次は、不登校対策についてです。年間30日以上欠席して不登校とされた生徒は、教育委員会の資料によりますと、17年度は小学校が8人、中学校では44人になっています。決して少ない数ではありません。不登校の要因は、いじめや家庭環境によるもの、学業の不振、教師の不適切な指導など、学校での居場所を奪われた子供たちが学校に通わなくなることです。文部科学省は対策を求められ、莫大な予算を投入してスクールカウンセラーを導入し、適応指導教室を開設し、心の相談室をつくりました。こうして学校復帰対策を講じてきたものの、思うように効果があらわれず、文部科学省は2003年に強い態度で臨むようにと登校圧力をかけてきたと言われていています。学校から不登校を容認するのではなく、登校努力をするよう働きかけられていたある両親は、学校へ行くよう少年を説得し、学校へ送り届けようとする両親の目の前で、少年は15メートルのフェンスを乗り越えて飛びおり、命を絶つという事件がありました。子供の状態に構わず叱咤激励して、子供が感じていることよりやるべきことをやらせようとする大人の姿勢が子供を追い詰める結果になった残念な事件です。学校だけが居場所ではないよという柔軟な考え方が必要なのだと思います。

質問の1点目ですが、子供を孤立化させないよう家庭への働きかけはどのように取り組まれているのか。

2点目は、担任の先生が1人で抱え込まないための支援体制が整っているのかどうかについてお伺いします。

第2点目は、生活保護行政についてお尋ねします。憲法25条には、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると明記されています。生活保護は、憲法25条を具体化するものとして、私たちの暮らしが立ち行かなくなったとき、憲法が保障する最低限度の生活を営むための最後の命綱となります。失業やリストラ、非正規の不安定労働者の増加、税制や保険料の負担増、給付の切り下げなどによる貧困層がふえていることから、ことし6月には生活保護受給世帯は103万世帯に達したことが報道されています。厚生労働省は、ふえ続ける生活保護費を抑えるため、1万7,930円の老齢加算をゼロに、ひとり親世帯の子供1人に2万3,260円が加えられていた母子加算も削減し、2007年は全廃の方向を示しています。一般の低所得高齢者や母子世帯が保護費より低く加算を除けばほぼ等しくなるので、加算は不要と説明しています。しかし、生活保護費より低い暮らしをしなければならないことが矛盾しているのであって、そうした

人たちを援助せずに生活保護費を減らすというのは、憲法で保障する最低限度の生活を壊すものではないでしょうか。諸外国に比べても実際に保護を受けている割合は低いと指摘されています。本当に必要な人に必要な額が支給されているのか、人間としての誇りを傷つけられない対応であるのかなど、生活保護の現場が厳しい現実さらされていることから、気がかりな点が幾つかあります。社会保障制度全体が後退する中で、私たちの生活の最後のとりでである生活保護は、まさに出番の情勢にあります。すべての人がひとしく貧困から免れ、最後には生活保護によって生存権が保障され、充実した人生を送ることができるよう願いながら質問させていただきます。

1点目は、保護の申請についてです。生活保護法では、保護申請の意思表示があった場合、福祉事務所は受理し、保護要件に該当するか否か調査しなければならないことになっています。しかし、窓口に来た人に申請書を渡さず、相談扱いにして帰ってしまうケースがふえているそうです。財政難を背景に申請受理を厳しくする行政の動きがあるとのことですが、当市の場合どのように対応されているのか、実態をわかりやすくお話ししたいと思います。

2点目は、稼働年齢についてですが、中学卒業時から64歳までを働ける能力があるという稼働年齢としているため、該当する年齢であればとにかく働いて自分でやりなさいとか、仕事が見つからないはずはないとか言われ、保護の申請を受け付けてもらえないことがあるようですが、当市の対応と考え方についてお伺いします。

3点目は、受給者の自立支援プログラムについてです。国の支援内容と当市の取り組み状況についてお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 葛西議員におかれましては、常日ごろより市政各般にわたり格別の御理解と御助言をいただいております。まことにありがとうございます。

議員御承知のとおり、生活保護制度は憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮しているすべての国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度でございます。現在大都市圏では景気が回復し、個人消費も拡大していますが、地方では一向に景気回復感が感じられない状況にあります。当市においては、9月の五所川原管内の有効求人倍率が0.17で全国最下位の状況にあります。このような状況に加え、病気や心身の障害など、さまざまな理由で生活ができない市民が今後さらに増加するものと推測されております。生活保護は、市民の最後のセーフティーネットであることから、生活保護の申請、相談のため、福祉事

務所においでになる市民に対しては、担当職員が適宜対応しているところであります。

なお、生活保護申請等の状況につきましては、担当部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えします。

質問の第1点目でありますけれども、いじめと相次ぐ自殺問題については、今や大きな社会問題となっております。私どもとしてもこれを深刻に受けとめておるところであります。そこで、まず我が市のいじめの実態はどうなっているかという御質問でありますけれども、これは文部科学省の基準に該当するものは25件でありますけれども、その文部科学省に準ずるものとして、我が教育委員会が独自で調査をしたいじめに発展をするおそれのあるもの、これは68件となっております。また、いじめの中身については、小学校では冷やかし、からかい、これが全体の3割を占めて11件であります。そのほか、持ち物隠しとか言葉のおどし、これがそれぞれ6件、それから仲間外れ、集団による無視、これらがそれぞれ3件となっております。また、中学校でも小学校とやや同じく冷やかし、からかいが全体の約半分を占めております。37件、一番多いです。続いて、暴力が12件、言葉のおどしが8件、仲間外れ4件、持ち物隠し、集団による無視ということに続いております。

次に、学校でのいじめに対しての対策でありますけれども、まずいじめは人間としては絶対許される行為ではないということ、またいじめを傍観することもいじめることと同じ行為であるということを経童生徒にきちんと認識をさせるというのがまず一つ基本であります。そしてまた、先生みずからも常に自分の学級でいじめがあるのではないかという、そういう問題意識を持って対応してほしいということが2点目であります。それからまた、先生が廊下等で児童生徒とすれ違う際にも常に声をかけたり、そのしぐさによって児童生徒がいじめに遭っていないかどうかということも日常的に観察の目を、言葉がけを通してしてほしいということもやっておりますし、さらにまた担任による教育相談、あるいはいじめに関するアンケートの調査もやっております。いずれにしても、いじめに関して先生そのものがもっと関知力を高めてほしいと。例えば相談あっても、まあまあ、その程度だば我慢しろとかいうような安易な受けとめ方でなくて、相談に来た子供にそのいじめられている立場に立って真剣に考えてやろうと、そういう気持ちをまず持ってほしいということで、先生の研修会というものも開催をしておるところであります。

それから、質問の第2点目のいじめの予防の対策検討会の設置をしてはどうかというお話もありました。ただ、各学校ではいじめとか不登校、これらが発生したときのことを考えて、あらかじめ生徒指導対策チームという名前で各学校に組織化しております。あらかじめ組織をしておるわけでありまして。そして、そういういじめとか不登校が出た場合、あるいはまた虐待の問題もあろうかと思っております。そういうことが出た場合は、速やかにその事態に対応していくという、そういう体制をとっております。

また、スクールカウンセラーについても、現在小学校3校と中学校3校、合わせて今6校についてはスクールカウンセラーを配置をして、その対応していると。逆にスクールカウンセラーの配置基準というのは、25校の中で6校しかないから少ないという御意見もあろうかと思うけれども、比較的そういう事件の多いところを中心にカウンセラーを配置をしているということでもあります。

それから、不登校の問題でありますけれども、まず市内の小中学校で30日以上欠席をして指導を受けているという児童生徒は、去年1年間で小学校で11名、中学校で42名ありました。そこで、家庭への支援体制としては、各学校とも不登校児童生徒の本人や、あるいは家庭との関係を切らさないというために、学校からの情報の提供あるいはプリント、期末試験とか、そういうプリント等も、あるいは学級通信も含めて先生が家庭訪問をしながら、常に学校側としての情報をいろんな面で提供をして、随時家庭に対しても指導をしておるということでもあります。

それから、もう一つ、教育委員会としては不登校の児童生徒の学校への復帰というものを重点に置いて、適応指導教室というものを開設をしております。そこでいろいろカウンセラーによって復帰を呼びかけをしております。どうしても学校へ行けない子供は、適応指導教室においでになってもらって、そこで復帰の指導をしているということが現状であります。

以上でとりあえず御答弁にかえたいと思っております。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 生活保護の申請受理の状況につきましてお答えいたします。

当市では、生活保護等の相談に対しまして、面接相談員を配置しております。平成17年度の相談件数は193件でございます。この方々には相談者の現在の生活状況等について聞き取りいたしますとともに、生活保護の概要について御説明し、申請、いわゆる保護申請の意思がある場合には手続をしていただきまして、保護の申請を受理しております。昨年度、193件の相談件数のうち申請に至ったものが126件、65%でございます。残りの67件については相談のみとなっております。

2点目の稼働年齢層の考え方についてお答えいたします。生活保護法では、生活保護費は生活に困窮する者がその利用し得る財産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件とすると定められております。したがって、仕事をすることも能力の活用に当たることから、高齢者及び児童生徒等を除きまして、64歳までの被保護者や要保護者につきましては就労指導を行っております。ただし、稼働年齢層に該当する被保護者あるいは要保護者であっても、その方が心身の病気あるいは障害がある等々については、主治医の意見を聴取いたしました上で、就労指導の可否について決定しております。

3点目の自立支援プログラムの内容、取り組み方等についてお答えいたします。自立支援プログラムにつきましては、生活保護制度がこれまでの経済的な給付に加えまして、組織的な被保護者の自立を支援する制度に転換するために国において策定されたものでございまして、昨年度から導入されております。また、全国各自治体においても実施しているところでございます。当市におきましては、県の取り組み方針に基づきまして、そのメニューの中で生活保護受給者等就労支援事業と福祉事務所における就労支援プログラムを現在実施しております。

前記の就労等支援事業は、市と公共職業安定所が連携いたしまして、生活保護受給者と児童扶養手当受給者のうち、就労に支障がない方に対して支援を要請し、就職あっせんをしてもらうものでございます。昨年度支援要請いたしました被保護者は、2名ございましたが、結果として就職には至りませんでした。今年度は、最終的に4名について支援要請する予定でございます。

また、福祉事務所における就労支援プログラムは、就労支援等事業の対象外となったものの就労が可能な被保護者を対象と認定いたしまして、今年度から実施しております。対象者は15名でございますが、そのうち1名の方がこの7月からパート就労を開始しておりまして、当プログラムの成果ではないかと認識いたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 14番。

○14番（葛西ノリエ議員） 2回目の質問に入らせていただきます。

1点目のいじめや不登校対策についてです。多忙な教育現場では、子供と向き合う時間が少なく、小さいいじめの信号を見逃しているのが今の学校の現実とも言われております。ですから、先生の多忙化を解消し、20人くらいの少人数学級の実現で、学校で起きているかなりの問題が改善されるのですが、国の政策はそこに手をつけていません。また、子供たちが命のとうとさや人を思いやる気持ち、思春期の人間関係づくりについ

て学び合える時間がどれほど確保されているのか気がかりなところでもあります。

先ごろ市教育委員会が行った調査についてですが、いじめの定義として、①、自分より弱い者に対して一方的に、②、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、③、相手が深刻な苦痛を感じている、この3項目すべてに該当するものをいじめとしています。しかし、私から言わせれば、1点でもいじめだと思えば、そうしなければ早期発見、早期対応につながらないのではと心配しているところです。この点について、さらに教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、各学校に調査結果を伝えたとありますが、その後学校では子供と一緒にいじめについて話し合いの場を持ったというような動きがあるのか、その辺把握していればお知らせいただきたいと思います。

それから、教育委員会もチームを組んで対処することを指示されています。どのような人がどのような形で支援していくのか、出向いていくことも含め、知恵を出し合い、協力し合っていくために、例えばいじめ不登校対策委員会を設置し、全校で取り組む体制をきちんと位置づけることが必要だと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

それから、不登校対策についてですけれども、家庭への子供への働きかけはもちろんでありますけれども、子供が不登校になると親自身の精神状態も不安定になりますから、親へのサポートも含めて子供への連携を保っていただきたいと思います。親へのサポートはどうしているのかお伺いしたいと思います。

次は、3点について改善を求めたいと思います。先ほども言うておりましたが、スクールカウンセラーの増員についてです。小学校は18校中3校に、中学校は7校中3校に配置されているようですが、多くの子供たちあるいは親の相談、先生の悩みにも答えていくためには、もっとスクールカウンセラーの増員ができないものかお伺いいたします。

2点目、電話相談の時間延長についてです。17年度の相談は15件、18年11月現在では5件と、思ったより少ない件数です。相談時間が8時30分から午後4時となっていますので、子供が学校にいる時間帯ですから、相談しにくいのではと考えます。もっと時間延長を図っていただけないものか、また月曜日から金曜日までの対応となっていますので、土日の対応は無理なのか、この辺についてもお伺いしたいと思います。

それから、適応指導教室についてです。不登校の子供が通える学校以外のところですが、ほとんど中学生が多く、小学生が対象になっていないのではないかと、つい最近まで私も思っていました。小学生も対象になるということをお伺いしたので、もっと小学生も対象になるということをお知らせいただき、学校以外にも居場所があるよと

発信して、早期対応に努めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次は、子供の居場所づくりについてです。町中に子供が安心できる居場所がどれほどあるでしょうか。私は、これまで子供の豊かな環境を求め、図書館の分館の設置や空き地や空き店舗を活用した軽スポーツができる場の確保を要求してきましたが、積極的な行政の姿勢が見られずに来ました。青森には駅前にアウガがあって、弘前には市民参画センターがあり、そこへ行くと目にするのは、学生がノートを広げて勉強したり、くつろいでいる姿があります。五所川原にもこうした雰囲気のところがあったらいいのにと感じてきました。例えば立佞武多の館を子供たちがもっと活用しやすいところに工夫できないかということです。市民から寄附していただいた本を置いたりとか、参考資料を用意しておくなど、気軽に立ち寄れる場になればと思っていますが、この点について市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

それから、教育予算の増額についてです。2006年度の調査からですが、児童生徒1人当たりの学校図書購入費を比べてみると、40市町村のうち当市は22番目、10市のうちでは6番目の予算になっています。教材購入費では、40市町村のうち25番目、10市のうち5番目と、どちらかというとな少ない方の予算であります。将来を担う子供たちの教育予算にはもっと増額していただきたいと思いますが、この点についても市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、生活保護行政についてです。生活保護法は、保護の申請に当たって特定の書類や一定の形式を要求していないとあります。これこれの書類がなければ申請を受理しないというのは、明らかに法にない要件を課すもので、違法という解釈がありますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

2点目、調査は原則14日以内に終了し、保護の要否を決めて申請者に通知しなければならないことになってはいますが、迅速な決定がなされているのかお伺いいたします。

3点目、生活保護法には年齢要件はないと聞いています。能力を活用しようとしても、実際に働く場所がなければ能力不活用とは言えないとされています。本人の窮状に気をつけて、適切な対応であってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目、自立支援は必要と思いますが、個別支援のプログラムづくりによってケースワーカーの仕事がさらに忙しくなることも考えられます。人員をふやすことも視野に入れているのでしょうか。

以上、質問は項目が多岐にわたっていますので、ケースワーカーの育成については3回目の質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（齊藤一郎） 答弁。

市長。

○市長（平山誠敏） 居場所づくりの問題でございますが、教育委員会では平成16年度から文部科学省から委託を受け、子供の居場所づくりとして地域子供教室を開催しております。この事業の趣旨は、子供たちにかかわる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力低下などに対応し、心豊かでたくましい子供を社会全体ではぐくむため、学校などを活用して子供たちの安全、安心な居場所を確保し、放課後及び週末におけるスポーツ、文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を行うものであります。現在五所川原地区では5カ所、金木地区では2カ所、市浦地区では4カ所、合計11カ所を開設しており、ゲームやスポーツ、料理、農業体験など、幅広い内容となっております。また地域の特性を生かした立佞武多の制作、運行、はやしや踊り、嘉瀬のスキー場を利用したスキー教室を行うなど、地域のボランティアの方々の協力を得て実施しております。葛西議員からお話のありました空き店舗や空き地を活用した子供の居場所づくりについてですが、教育委員会としては関係各課と協議を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えします。大分数が多いので、もし答弁漏れがあったら、また御指摘をお願いしたいと思います。

まず、第1点目の現場の先生が非常に忙しいので、なかなか子供に向き合う機会がないと、それでいじめを見逃しておるケースもあるのではないかという御指摘でありますけれども、多分にそういうことも大きな要因の一つではあると思うけれども、ただ先生1人で自分の受け持ちの子のいじめを全部掌握するというのは非常に難しいです。しかも、いじめというのは見えないところでやっているというところに非常にこの問題の難しさがあるわけであります。だから、私は10月24日の校長会議の際も、いじめ問題というのはただ単にこれまでのように口先で注意をする、あるいは朝会のときに話をするくらいではなかなかなくなる。だから、帰ったらまず全校集会を開いて、子供たちにいじめをしない、いじめに加わらない、いじめを傍観しないと、この三つの誓いをさせながら、学校それぞれが学校の中にいじめをなくする例えばパトロール班みたいなものをつくって、グループで全体でいじめがあるのかないのかを監視をさせるという、そういうことをしていくと相当抑制力もあるのではないかと。したがって、そういうことをしてほしいということと、それからこれまでのいじめの調査は、先ほど御指摘があったように、文部科学省で定められた基準でしか調査をしてこなかった。しかし、文部科学

省の基準でなくても、それに準ずるものでいじめにつながるものもあるのではないかと、そういうことから我が教育委員会が独自でいじめ調査をしたら、その件数が68件という数字が出てきたわけであります。したがって、これらは学校としてもその担任の先生が1人で抱えるのではなくて、まず全校の教員全体で受けとめて、その解決に当たるといふことと、もう一つはさっきも申し上げました児童生徒がみずからの力でいじめをなくするという、そういう行動を具体的に起こすような、そういう取り組みをしてほしいということをや請をしてきたところであります。

それから、スクールカウンセラーの増員でありますけれども、現在適応指導教室には5名のカウンセラーを配置しております。そして、その中で小学校のOBの先生が2名、中学校のOBの先生が3名、合わせて5名配置しておりますので、小学校にも中学校にも対応できる指導をしております。

それから、不登校の適応指導教室というのは、一般の授業を教えるのではなくて、教える場合もあるけれども、基本的には学校へ行かない子供にいかにも学校に行かせるようにするかという指導が中心でありますから、それほど小学校、中学校と分けて考える必要も私はないのではないかなと、一緒でも十分対応できると、そう思っておりますし、現実にこの指導教室の指導を受けながら、学校に復帰をしているのもあります。あるいは、16年度は1名、17年度は2名、そして現在はこの指導教室に来ておる生徒の中で、毎日学校へ行かないけれども、期末テストのときだけは学校へ行くという子供も出て、だんだんに学校復帰も芽生えてきているなという感じがして、そういうところを大事にしながら指導していきたいと、そう思っております。

それから、110番の時間延長でありますけれども、これは確かに8時半から4時までという受け付け時間ではありますが、これは適応指導教室の先生がこの110番も兼務しておりますので、どうしてもその勤務時間帯でしか対応できないという問題があります。これは、一つはまた財政の問題も絡んでくるわけだけども、ただ県の場合でもほかの地域を見ても時間延長までしているところがないわけであります。ただ、この電話相談だけが私はすべてではないと、そう思います。この子供の悩みというものを、子供が直接電話するというのも一つの方法だけども、例えば親が子供のそういういじめの実態をどの程度関知をして、それで親がどういう形で相談をするのか。親の側ももう少しこの問題にただ学校の現場がどうだ、教育委員会がどうだということももちろん我々は責任上は相当努力してやっていきますけれども、家庭の側との協力もなければなかなか早期発見に結びつかないと、これは虐待の問題もそうであります。だから、親もそういうことを関知したならば、別に電話110番でなくても、あるいは校長とか教頭とか担任の

先生に電話していくという、これは夜でも休みでも、そういうこともあるいはできるのではないかと。だから、お互いに家庭も地域も、あるいは学校も力を合わせてこのいじめ対策には対応していかなければいけないのではないかと、だからこれからはそういう面の対策を強化していきたいと、そう考えております。

とりあえず答弁にかえさせていただきたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 先ほど葛西ノリエ議員から教育部門の予算の増額についての御質問がございましたが、教育関係の予算につきましては、私自身もできるだけふやしていく必要があるという認識はございますが、先ほどの松野議員の質問にもございましたように、当市の財政、非常に厳しい状況にあると。夕張市のような状況になりますと、とてもそういうことも考えておられない状況であるということから、これからの予算編成を見ながら、各部門との均衡をとりながら、ひとつ検討してまいりたいと。

ただ、その中にありまして、学校図書購入費の増額につきましては、教育現場からの状況を把握しながら、意に沿うように指示していくような方向で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 4点ほど御質問あったと理解しておりますので、順次お答え申し上げます。

まず初めに、生活保護の申請書の書類の形式、あるいは法にない要件の解釈等ということでございますけれども、生活保護の申請については、先ほど御答弁申し上げましたように、資産能力の活用という大前提がございます。したがって、申請者の預貯金、あるいは生命保険の加入の有無と資産の状況等について記載していただいております。

2点目の申請書の受理、決定まで迅速かどうかということにつきましては、基本的には申請書を受理したときから14日以内に保護の決定、あるいは脚下をすることになっております。しかしながら、先ほど申しましたように、預貯金等の調査、あるいは資産の調査等に時間を費やすのがございますので、そういう理由がある場合は30日以内に決定することとなっております。当市ではそれを遵守しております。

次に、年齢要件と働く場所がないということについてでございますが、御質問のとおり確かに雇用条件は大変厳しいものとなっております。被保護者がそうした状況、あるいは稼働年齢層に該当する場合は、確かに就労指導は行っておりますが、働く場所がないというのは、これは現実の問題です。したがって、そういう方々については常日ごろ就職活動をするようにということで指導を行ってございます。

4点目といたしまして、自立支援プログラムに係るケースワーカーの負担増に伴う人員の増を視野に入れているのかというような御質問でございましたが、これは昨年度から始まりました事業でございまして、現在ケースワーカーが13名配置されております。その中で頑張っていたいただいているわけですが、人事要望のヒアリングには1名増ということで要望しておりまして、現在協議中でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 14番。

○14番（葛西ノリオ議員） 3回目の質問に入らせていただきます。

1人の先生にだけ、そして担任の先生にだけ問題を押しつけるということではなくて、そのためにいじめ不登校対策委員会というものをきちんと位置づけながら、だれがどういふときにどういふふうに対応していくのかという、そういうことをきちんとさせていく上でも、こういうような設置が必要ではないのかというふうに思っています。漠然とした中身だけでは問題の解決にはなりませんので、その辺もう少し考えていただきたいなというふうに思っております。

それから、子供の心は簡単にはわかりませんから、大人はわかったふりをせずに、わからないという気持ちを大切に、子供の声に耳を傾けていく学校現場であってほしいと思いますし、教育行政は現場に沿った対応を切に望みたいと思います。

それから、生活保護行政について2点お伺いします。ケースワーカーの育成についてです。福祉制度が広範囲にわたり、年々複雑化している今日、一人前のケースワーカーになるには、少なくとも5年程度の業務従事が必要とされています。自治体の人事異動は3年から5年程度での異動が一般で、それも福祉と全く無関係な部署からの異動も珍しくありません。さらに、国の保護適正化策が徹底される中で、利用者の生活上の要求の実現や自立に向けての援助よりも機械的就労指導を強めたり、扶養義務者などへの調査などを重視して、事務処理優先の仕事に傾いているのではないかとの批判もあります。このような中で、ケースワーカーのあるべき姿を目指していくための育成は、どのように進められているのか。

それから、ケースワーカーの現金の取り扱いについてです。生活保護費を市町村の担当職員が着服する事件が全国で続発しているという記事がありました。厚労省は、2003年から3年度続けてケースワーカーは一切現金を扱わない、複数の職員のチェック体制をつくることを通知したとありますが、当市の対応はいかがでしょうか。

以上で3回目の質問といたします。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○**教育長（高松隆三）** いじめに遭って悲鳴を上げている、その子供たちの言ってみれば声なき声を聞くために、そういう対策委員会を設置をして、1人の先生ではなくてみんな対策を考えろという御質問でありまして、ごもっともだと思っております。しかし、私どもは例えばこういうのを危機管理対策として先生一人一人にこれを全部配付しております。特にことは改訂版で、今までなかったいじめという項目も挙げておるわけです。不登校の問題もあれば、あるいは虐待の問題もあれば、不審者対策もあれば、いろんな問題が今学校を取り巻いておりますので、これで大体マニュアルでどういう事態にはどういう対応をするのかということ、これは全部先生方に配付をして、そしてその学校の職員会議の中でもそのことをきちっと理解をし合いながら、特にそういう問題を抱えた学級担任の先生1人にしておかないで、みんなでその問題を考えるということ、これ徹底して繰り返してきておるわけでありまして、したがってここに来てあえていじめ対策委員会を設けて対応するというだけでなく、あらかじめもうその組織がつくってあると、だからその組織が機能しないのであれば、特別大きな事件が起きた場合にはそういうことも考えられると思うけれども、私は今のこの組織の中では十分機能を果たしていけるのではないかと。ただ、さっき言っているように、いじめというのはいじめないところでやられていますので、本当の実態というのはいじめないところではなかなかつかめません。対策委員会を設けたからといって、それじゃ、それを全部把握できるかということ、なかなかそうでもない。だから、全校でパトロール隊をつくって、そういう生徒全体で監視の目を光らせようと、そして早期発見に努めようということを私どもは今指導をしているわけでありまして。

そういうことで、終わります。

○**議長（齊藤一郎）** 福祉部長。

○**福祉部長（宮崎堅治）** お答えいたします。

初めに、ケースワーカーの育成についてでございますが、現在1年目のケースワーカーは3名配置されております。職場で係長あるいは先輩から指導、助言を受けながら、また各種の研修を通しながら、現場の実務に従事していただいております。また、2年目のケースワーカーにつきましては現在4名でございますが、社会福祉法に基づきます社会福祉主事資格、この認定講習を受講させるなど、生活保護の実務と社会福祉全般にわたる長期の研修を通してケースワーカーの育成を図っております。

次に、現金の取り扱いについてでございます。生活保護費の給付につきましては、ケースワーカーが記録を作成いたしまして、庶務係が給付事務手続を行っております。また、この手続につきましてもコンピューター処理されまして、本人か請求者へ給付する

手順となっております。また、給付方法につきましては、金融機関の口座振り込み、これを原則としておりまして、現在96%でございます。残りは銀行の窓口払いとなっております。このほかに、被保護者の収入認定等々に伴います返還金が生じる場合がございます。これにつきましては、本人が銀行、または市役所の会計課の窓口へ直接納付してございます。このように、通常はケースワーカー自身が現金を取り扱うことはないと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって葛西ノリエ議員の質問を終了いたします。

次に、40番工藤善司議員。

○40番（工藤善司議員） 一登壇一

私もこれが最後の質問です。長い間非常に大変お世話になりました。ありがとうございました。10分ぐらいで終わりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

ごくごくかいつまんで質問させていただきます。一つは、西北中央病院の建設用地が決まりましたけれども、現在ある病院の跡地の利用のことで、審議の過程で議論があったのかどうかということが一つです。

もう一つは、金木病院が救急患者の治療中止ということになりましたけれども、年間約700人余の救急患者が出るわけですけれども、ドクターの不足からそういう原因で出たと思いますが、これが救急患者が五所川原市といいますか、我々のところでは西北病院に患者が余計来れば大変な状況になるので、そういうことに対する対策のことが準備されているのかどうかということの答弁をお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 今工藤善司議員の質問の中で、西北中央病院の建設用地が決まったという発言がございましたが、これは西北中央病院ではなくて、今の広域の中核病院の建設ということで、西北中央病院が向こうへ移転するということではないということは御理解いただければと思います。

そしてまた、もう一つ、今の現在の西北中央病院の跡地をどうするのかという御質問でございますが、これは中核病院の建設用地にやっと決まりまして、これから具体的に建設計画に入るわけでございますので、現在の西北中央病院の跡地の活用につきましては、これからの議論になるものと認識いたしております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 西北中央病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（蒔田弘次） 工藤議員にお答えいたします。

金木病院の救急患者が西北中央病院に集中することが予測されており、その対応は大丈夫かという御質問でございますが、議員御質問のとおり、金木病院の救急取り扱い件数は700件程度と伺っております。そのうち約100件は車力、稲垣地区の患者さん、また残りの600件のうち約3割程度は軽傷の方と伺っております。西北中央病院といたしましては、できるだけ軽度の1次医療に当たる者をそれぞれのかかりつけの医療機関で対応していただき、重度の2次医療にかかわる者を搬送してもらうように現在救急車を担う消防機関と連絡調整をしているところでございます。いずれにいたしましても、今後救急件数がふえることは予測されることから、現在院内での救急医療対策委員会を開催いたしまして、現在の体制の見直しを図りながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、また今後ともどうぞよろしく御指導のほどお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 40番。

○40番（工藤善司議員） 何か勘違いするようないかな、今の西北中央病院と新しく中核病院と今言いましたけれども、これは全く別個なんじゃないんですか、同じなんですか。中央病院がそっちへ行って、名前が中核病院と、そこをちょっと。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 今漆川工業団地に決定いたしましたのは、2市4町で構成しております自治体病院機能再編成の計画の中での中核病院の建設用地でございまして、現在あります西北中央病院がそのままそちらの方へ移行するという意味ではございません。新しいつがる西北五地域の医療の救急センターとしての中核病院を新しくつくるという意味でございまして、混同されないように、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって工藤善司議員の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時06分 再開

○副議長（田中賢一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番阿部春市議員。

○3番（阿部春市議員） 一登壇一

平成18年第6回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

今定例会は、合併後初めての議員選挙を控えての定例会であり、いつもと違って気分的にも余裕のない状況下にあります。私の今回の質問の第1点目は、団塊層の対応についてであります。御案内のように、団塊の世代と呼ばれる人口は、3年間で806万人と言われております。私も含めてですが、大量定年を迎えることとなります。これへの対策として、全国的にいろいろな取り組みがなされている状況にあります。青森県では、セカンドライフに対するアンケート調査を県内及び都市圏の団塊世代に対して実施をして、その結果を9月に発表していたしました。セカンドライフを青森で生活をしたいと希望している人は、推計4,000人とされています。この経済波及効果は、2,600億円と試算されておりました。このことを受けて、青森県ではさまざまな事業を展開している状況にあります。事業名でいうと次のとおりです。働き盛りセーフティーネット事業、アントレプレナーツーリズム、あおもりツーリズム団塊ダッシュ事業、団塊世代対策推進事業の4点からとなっております。これを受けて、本市としてどのような取り組みをしているのか説明を求めたいと思います。

この件で、ある市民から私に相談がありました。本市でも遊休農地が年々増加している状況にあります。農業委員会だよりによると、ことし9月現在で遊休農地は全体で82万平方メートルとなっておりました。農業委員会では、あっせん、紹介をするとなっておりますが、つくる人が減少しているので、難しい面があるかと思っております。優良農地ですら遊休化している実態も散見されます。農地を守るという施策も必要と思っております。平成17年9月に農地法第3条が改正されました。つまり農地取得の下限面積特区の全国展開への対応がその内容であります。いろいろ条件はあるものの、県知事の認可で最低10アールまで緩和可能となったのであります。団塊の人を呼び込むための受け皿として、地域を限定してモデル的に実施してみてもいかがでしょうか。全国的に前例がないもので、注目されることと思っております。リスクは大して伴いませんし、農地確保の一つの方法であると思うのであります。あわせて、定住人口の増加にもなるのです。市の活性化対策第5弾として御提言を申し上げます。詳細についてはいろいろ申し上げたい点もあありますが、基本的な部分だけを申し述べた次第であります。これは、先ほども申し上げたように、ある市民からの提案でございます。団塊層に対する本市の政策として検討してほしいものと思っております。前向きな答弁を期待してやみません。

質問の第2点目は、教育行政についてであります。いじめの問題については、午前中に葛西ノリエ議員が質問をし、重複する部分が多いので、取り下げします。

次に、児童虐待について質問します。この直接的な窓口は、以前にも質問しましたよ

うに、児童相談所ではありますが、教育委員会と連携をとりながら対応しているものと思います。現状と対応のあり方、方向性について報告を求めたいと存じます。この虐待は、絶対にあってはならないことです。いじめもそうですが、小さな情報から芽を摘み取ることが大切であると思います。

以上申し上げ、第1回目の質問とします。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 阿部議員におかれましては、日ごろから市政各般にわたり格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、戦後の第1次ベビーブーム世代のいわゆる団塊世代が平成19年から一斉に定年退職を迎えようとしており、全国各地において団塊の世代を呼び込もうとする動きが活発になってきております。青森県では、全国に約680万人いると言われる団塊世代の方たちの知識、経験、技能などを地域の産業振興や人材育成及び地域づくり活動の活性化に結びつけることで、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、平成18年9月、本県における総合的な団塊世代関連施策のあり方などについて検討結果を取りまとめたところであり、同検討の中で市町村には団塊世代の実際の受け皿としての役割が求められております。

当市といたしましては、まずは県が開設した団塊世代専門の情報サイトを活用してイベント情報等を発信し、五所川原市を知っていただくことが必要であると考えております。他地域との競争の中で、団塊世代に当市を第2の人生の場として選択してもらうためには、短期滞在体験メニューや団塊世代の知識、技術を活用できる場づくりなどに当市の特性を生かした総合的な施策が必要なものと考えており、引き続き団塊世代のニーズに対し何を提供できるのかなどについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（太田昭市） それでは、阿部議員にお答えいたします。

阿部議員の御質問にありますように、農地法では農地面積合計が50アールに達しない場合、農地の貸借及び売買ができないことになっております。しかし、国は新規就農促進の観点から、平成17年9月に農地法を改正し、一定の条件を満たせば10アール以上50アール未満でも知事が下限面積を定めることができるようになりました。これは、ただいま阿部議員が申されたとおりでございます。

阿部議員の御質問にあるように、下限面積を緩和することによって、遊休農地がふえ

るという懸念がございます。ひいては、団塊世代の受け入れに非常に有効な方法であると考えられますが、相反することで遊休農地がふえるという、全く反作用がございます。当委員会といたしましては、これらを十分検討いただき、下限面積を引き下げたモデル地区を設置ということを視野に入れながら検討してまいりたいと考えてございますので、何分阿部議員の御指導、今後とよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（田中賢一） 教育長。

○教育長（高松隆三） お答えします。

児童虐待に対する対策ということでありまして、いじめの問題も深刻でありますけれども、児童虐待もまた大変深刻な問題であります。我が市においても、ことしの2月に母親が中学生の娘に暴行を働いたということで、全国ニュースで流れるという事件がありました。そしてまた、このほかにも親が子供に満足に食事を与えていないというケースも管内では現在あります。さらにまた、この寒い中、防寒具もつけない、靴下もはかない、そういう形で学校に登校してくるという子供もいます。まさにこれらは児童虐待だと、私どもは深刻に受けとめておるわけでありまして。

そこで、教育委員会としては、こういう事態を踏まえて、学校と市の福祉部と、そしてまた児童相談所と一緒に連携をとりながら、密接な連携をとり合いながら、その対応を進めておるところであります。特にことしの2月全国版になった母親による虐待に対しては、その事件を受けて2月に緊急校長会議を開催をして、児童虐待防止のための法律とか制度、この内容を説明をするとともに、児童相談所からもおいでになって、一層そういう事態にそれぞれがどう対応すべきかということで協議をしたわけでありまして。そしてまた、一番大事なのは今阿部先生が指摘をされたように、児童虐待も早期発見に努めるということが基本であります。顔にちょっと傷がついた、あざが出ておる、やっぱりおかしいなという、そういう感じを先生がまず敏感にとらえるという、そういうことを中心にしながら、先生方に対してのそういう指導も一層強化をしているわけでありまして、仮に虐待の事実がはっきりわからなくても、虐待の疑いがあったら直ちに市の福祉部あるいは児童相談所と連携をとるようということも、くれぐれ学校に対しては指示をしているところであります。

以上です。

○副議長（田中賢一） 3番。

○3番（阿部春市議員） いろいろ答弁をありがとうございました。まず、団塊層の対策について、現状どうなのか、どういう取り組みをしているのかという質問をしたのです

けれども、その答弁がございませんでした。午前中も総務部長答弁がありました。市役所の職員が18名退職するということでありますけれども、いわゆる団塊層の第1陣の年代になるわけです。それらも含めて、県が実施したアンケート調査、これに基づいて県の方で各市町村に意向を確認したと、そういうふうなことも出ていましたけれども、そうすると一体当市に来たいという希望者の問い合わせというのがなかったものなのか、ここら辺、答弁を求めます。

それから第2点目は、県では定住対策というのを進めて、Uターン制度、このことも積極的に進めようというふうなことになっているわけでありましてけれども、そうするとこの制度と先ほど言いました四つの事業との整合性、このことでラップする部分があるのではないかと、こう思うんですけれども、結果として多くの人に来てもらえればいいんですけれども、事業としてラップするのではないかと、ここら辺どう考えているのか質問させていただきます。

それから3点目は、遊休農地、今農業委員会の会長の方から答弁ありましたがけれども、遊休農地と減反の現状について、何か区別がつかない部分もあるのではないかと、こう思うんです。先ほど遊休農地、82万平方メートルと、こう言いましたけれども、統計上はこの遊休農地と減反という、この現状の統計上の現状といいますか、その部分、どういうふうに把握しているのか質問したいと思います。

それから、教育行政について1点だけ質問します。先ほど教育長答弁ありましたように、この対応は児童相談所です。これ、12月5日の東奥日報の報道なんですけれども、いわゆる相談所の体制の整備を急がなければならないと、こう言われています。運営指針の見直しを図ると、こう言われていますけれども、要は市町村と連携不足がこの虐待につながっているんだよというマスコミの指摘なのです。先ほど教育長答弁で、これからの方針というのはわかりましたけれども、この児童相談所の体制整備を含めた市町村の連携不足についてどのように考えているのか質問して、再質問とします。

○副議長（田中賢一） 財政部長。

○財政部長（三上裕行） お答えいたします。

まず、団塊層対策の当市の取り組み方でございます。まず、独自の対策はこれまで行ってきておりません。ことしの9月に先ほど市長答弁いたしました県の方の団塊世代の生活創造に向けてと、アンケートに基づくものの方法等が掲載されてございます。これに基づきまして連携しながら、先ほど市長答弁したように県が開設した専門の情報サイト、この利用を初めとして市を知っていただくことがこれから必要であろうかと考えてございます。

それから、県のアンケート調査に各市町村の意向を確認したのかと、そういう御質問でございます。回答のあった首都圏在住者の32.8%が本県に移住または2地域居住を希望するとの答えでありましたが、この設問は個別市町村の選択肢は設けられておりませんので、どここの市町村に移住したいというようなことはとらえられておりません。

それから、同時期インターネットによる調査を並行して行っておりますが、約5割の県外者が本県に移住または2地域居住を希望する回答となっております。

当市は、その後の対策についてでありますけれども、県内の市町村27.5%は対策を講じるという回答でございます。その段階では、まだ当市は予定がないという回答をしてございました。また、当市に来たいという具体的な人の問い合わせは、現在のところありません。

以上であります。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） 遊休農地と転作の状況についてお答えさせていただきます。

現在の生産調整、要するに転作でございますが、この制度と申しますのは、水稻生産目標数量が示されてございまして、それに応じた水稻作付面積を生産者に配分するという仕組みになってございます。以前の転作面積が配分されるという形から、制度的には180度変わってございます。転作の形態と申しまして、麦、大豆、野菜、それから保全管理等さまざまあるところでございますが、あくまでも水稻作付面積以外は転作田として面積カウントするという形になってございます。年々水稻生産目標数量の配分が減ぜられていることから、生産調整をクリアするため、自己保全管理という形で生産調整に協力する農家の方々がふえている傾向にございます。この自己保全管理水田と申しますのは、作物を作付せず、いつでも水田に復帰できるように、要するに田んぼの中に全然作物が植えていないという状態で、自己の責任の上に管理している水田のことでございます。本年度の自己保全管理の実績は、約102ヘクタールとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（田中賢一） 財政部長。

○財政部長（三上裕行） 申しわけございません。一つ答弁漏れがございまして、議員御質問のUターン制度と団塊層に対する事業とはラップするんじゃないかと、こういう質問でございます。

Uターンは昭和50年から60年ころ、職を求めてふるさとに居住を求めると、こういう事情であったと思います。ただ、現在は景気の停滞、あるいは地方公共団体における行財政改革の推進等を背景に、Uターン者を呼び込むには社会情勢が相当に厳しいのでは

ないかと認識しております。片や団塊世代対策は、退職後のセカンドライフの送り先として地方に呼び込むことを目的とするもので、居住地を現在地とセカンドライフ先に持つ2地域居住をも視野に置いておりますので、交流居住施策としての面を持つものと受けとめております。ただ、いずれにしてもいろんなステップ段階あるかと思えますけれども、その居住先を支度するにしても、だれでもいいから来てというのではなく、どのような地域づくりをしたいのか等を明確にして、人材を選択させていただくくらいのポリシーを持っては臨んでいきたいと、このように考えております。

○副議長（田中賢一） 教育長。

○教育長（高松隆三） ただいまの御質問で、児童相談所の体制強化というお話が出ましたが、児童相談所の体制の強化については、教育委員会としては直接関与できる立場ではないわけであります。ただ、いろいろこういう時代ですから、すべて職員の配置でも、対応でも、きちん、きちんといっているかとする、現場から見ると必ずしもそうでもないところもあるけれども、例えば先ほど申し上げた2月の暴行事件では、児相と相談をしながら、直ちに弘前市の児童養護施設に入所をさせることができたし、現在も五所川原管内では疑いも含めて虐待とみなされるのが4件あります。それを今児相あるいは市の福祉部と協議を重ねながら、そのうちの1件については、取り急ぎこの12月には入所が決まったのではないかと、そう思っておりますし、残りの3件についてもいろいろ親の説得とか、親の説明とか、いろんなことを重ねながら最終決定をしていきますので、若干期間がかかるけれども、これも臨機応変に適切に対応していきたいと、そう思っております。

○副議長（田中賢一） 3番。

○3番（阿部春市議員） 最後に1点だけ質問させていただきます。

先ほど財政部長答弁ありましたように、団塊層の対策はこれからだというふうな答弁でしたけれども、先ほど私が言いましたとおり、もう3カ月ちょっとぐらいで都会で定年退職者が出てくるわけなのです。そういう意味では、県も含めてなのですけれども、対策としてどうすればいいのかというのを方針として県は進めているわけですから、積極的に受け入れ態勢を整備していくべきではないかと、こう思います。

それで、この団塊層に対しては、当市の農家で生まれた次男以下は、体裁よくうちから出してきて、それがこれまでの歴史的な経過なわけです。その多くの人々が今団塊層と言われている層になっているわけであります。この人たちが生まれ故郷に帰ってきたい、こう希望するのであれば、温かく迎えてやるべきではないかと、こう思います。市長はどのように考えているのか質問をして、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（田中賢一） 市長。

○市長（平山誠敏） 確かに阿部議員のおっしゃるとおり団塊世代対策、これから非常に大きな問題だと思っております。先日誘致企業の会合ございまして、その中で団塊世代として持てる技術、ノウハウを活用できる人材はいないかというお話もございましたし、これから早急にそういう場をつくっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（田中賢一） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、2番加藤磐議員。

○2番（加藤 磐議員） 一登壇一

加藤磐でございます。皆様御承知のとおり、来る新年1月1日より金木病院では救急車受け入れを休止することが決定しました。ことしの正月は、私自身体調を崩さぬよう、深夜の神社仏閣へのお参りは控え、またかつ正月料理も余りつくるのはやめようと、こういうふうに関内と話しております。これから1年間の中で最も救急あるいは病人が出る時期でございますので、その点を踏まえながら質問に入らせていただきます。

まず第1点目は、金木病院への救急搬送停止に伴い、西北病院の救急車受け入れ態勢が進むわけではありますが、その受け入れ態勢の準備はできているかどうかについてお尋ねいたします。現在五所川原地区約1,400件、金木病院約700件、合計2,100件分をスムーズに診察、そしてまた処置するための体制をどうつくっているのか、この点についてお尋ねいたします。

第2点目は、搬送体制についてお聞きいたします。12月9日の陸奥新報によりますと、消防組合では中継搬送について連携を強化する旨の打ち合わせがあったようでございますが、この中で現在五所川原の市浦地区における救急車は、皆様御存じのとおり標準車でございます。つまり金木あるいは五所川原の救急車は高規格車、つまり救命士が使う道具が搭載されているわけではありますが、市浦地区の救急車にはこういうものが一切ございません。この金木病院の停止に伴って、市浦はもちろん金木も時間、距離とも延びるわけではありますが、このことから私は市浦地区にもこの際高規格車を緊急に配備すべきと考えます。そして、現在使われております市浦の救急車を予備車としてこの地区に配置することを願うものであります。この点について、市長初め関係当局のお考えをお聞きいたします。

第3点は、医師確保のための専門チームをつくるべきである、というふうに思います。皆様のお手元に、各テーブルごとに1枚ずつ置かせていただきましたが、私がこの資料で訴えたいのは、救急再開はもとより、実はこの金木の自治体病院は新五所川原

市にとってドル箱たるべき下地を十分に持っている病院だということを皆様に御紹介したく、配付させてもらったわけであります。平成11年、12年とも9,000万、そしてまた1億の純黒字が出てございます。この内訳は、いわゆる診療報酬、患者の診療報酬だけでその年の経費が賄われているわけであります。つまり国とか町からの補助金抜きで、純黒字とも言っているかと思えます。こういう下地がございまして、つまりこれから計画されております中核病院と金木の自治体病院は、何ら利害関係が相反するものではなく、お互いに補完し合う極めて重要な、これからの新五所川原にとって双方の相互補完関係がうまくいけば、中核病院の維持費を捻出するに当たっても極めてプラスになる病院でございまして。そういう点から、ぜひ市長を初め中泊の小野俊逸町長を中心とした医師を獲得するための専門チームをぜひつくっていただきたい。山の向こうの蟹田では、一時2005年ですか、医師不足のため救急が廃止されたようではありますが、外ヶ浜町として合併する中で、15カ月ぶりに救急が再開されております。私どもは、町ではございませぬ。市に合併したわけでありまして、ぜひ早期の医師獲得を目指し、そしてまた救急再開が早期に果たされるように、市長の決意と、そして今後の見通しについてお尋ねするものであります。

以上であります。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 加藤議員におかれましては、市政各般にわたり御協力いただき、心から御礼申し上げます。

御質問にお答え申し上げる前に、金木病院については、当市と中泊町とで構成する一部事務組合でございまして、以後の答弁はあくまでも一構成団体の長としての立場でのものであることをあらかじめお許し願います。

御質問の金木病院の救急廃止につきましては、病院事務組合議会の協議会において検討され、医師の確保が困難な状況下ではいたし方ないという結論を経て、来年の1月からは救急車の受け入れができないこととなった次第でございまして。金木病院では、時間外の患者の診療は今までどおり行うこととしており、来る1月からは内科の常勤医師が3名から1名に減員する予定でございましたが、先日非常勤ながら内科医1名を確保できたことにより、どうにか内科医師2名の体制にすることができました。しかしながら、依然としてあらゆる病気等の診療に対応することが困難であることには変わりはなく、今後金木病院で対応できない部分につきましては、近隣の医療機関と連携、協力しながら対応する必要があることから、消防機関を初めとする関係団体等と協議をしていると

ころであります。

なお、医師確保のための専門チームをつくれとのことではありますが、本年8月10日に小職と金木病院長とで弘前大学に対して医師の派遣を要請し、また去る8月18日には県知事に対しても要請をしております。人手不足のため非常に厳しいとのことであり、いずれも難しい状況にあるものの、今後小職が中心となり、金木病院長とも協力し、専門チーム等も模索しながら、引き続き最善の努力をし、医師の確保に努めてまいり所存でございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 西北中央病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（蒔田弘次） 加藤議員にお答えいたします。

金木病院の救急指定取り下げに伴う西北中央病院の受け入れ態勢の準備ができていのかという御質問でございますが、午前中の工藤議員にもお答えしたとおり、現在西北中央病院といたしましては、救急件数がふえることが予測されることから、今週中に院内の救急医療対策委員会を開催し、現体制の見直しを図りながら対応することとしております。

なお、現体制についてでございますが、平日の時間内の救急患者につきましては、それぞれの診療科の医師と外来看護師が対応して、その応援を処置室の看護師約30名が順次応援することとなっております。また、時間外の救急につきましては、日当直の医師1名と準夜勤務看護師2名及び時間差出勤看護師1名、合計4名体制で対応しております。また、処置室につきましては、入院患者入り口における処置室7ベッド及び第2処置室が10ベッド、合計17ベッドで対応しております。

今後、応援医師の体制あるいは連絡法等、それぞれ救急医療対策委員会等で検討し、万全を期してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（田中賢一） 消防長。

○消防長（外崎清春） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

先般新聞等で報道されましたとおり、金木病院で救急指定を返上することとなりました。これにより、旧津軽北部広域事務組合及びつがる市の一部がこれまで金木病院に搬送していた患者をほかの医療機関へ搬送しなければならない状況になります。このため、当市で輪番体制をとっている西北中央病院や白生会胃腸病院への搬送がますます増加することや、1次救急医療機関から2次医療機関、さらに3次医療機関へと転院搬送も増加することが考えられますが、消防本部といたしましては北五医師会や近隣の公的医療

機関とも連携し、輪番制病院に負担のかからないような体制で救急体制を維持していきたいと考えております。

今後は救急車の長距離搬送も視野に入れ、転院搬送中の各消防署間の連携や協力体制をさらに強化してまいりたいと考えており、今年度中には金木消防署と市浦消防署に除細動器等を配置し、より高い救命率の向上を目指しております。また、地域の住民にも救急車の適正利用をPRする等広報活動にも力を注ぎ、官と民が相互に理解し、この難局を乗り切っていかなければならないものと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

また、市浦消防署への高規格救急車の配備についての御質問ですが、市浦消防署への高規格救急車の配備について、消防本部といたしましては市浦消防署から患者を搬送するに当たり、相当遠距離の搬送が予想されるため、高規格救急車の配備についてはその必要性を十分認識しているところであり、早期に配備されるよう要望しているところがありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 2番。

○2番（加藤 磐議員） ただいま市長並びに関係者から前向きな御答弁をいただきまして、心強く思います。言うまでもなく、この五所川原の財産は、人でございます。この人の命を守れるものを守れない、あるいはこの金木病院の停止に伴って、助かるべきものが助からなかったというような悔いは絶対残すべきでない。今はやっている映画に「武士の一分」という映画がございますけども、市政の一分は私は命を救えるべきものは救う、守るべきものは守る、それが市政の、市長の、そして関係者の一分であると心得ます。そういう点から、早期の再開に向けて、ぜひ不退転の決意で進めていただきたい。要望して、私の質問を終わります。

○副議長（田中賢一） 以上をもって加藤磐議員の質問を終了いたします。

次に、28番平山秀直議員。

○28番（平山秀直議員） 一登壇一

平成18年第6回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、居住環境の整備についてであります。豊かな自然とゆとりある居住環境を享受できるようになるためには、道路、上下水道等の生活環境整備に配慮しながら、計画的に老朽化した公営住宅の建て替えや高齢社会に対応した住宅の整備を進めるなど、良好な住環境の整備を図る必要があります。

そこで第1点は、広田なりかん前の歩道整備状況と、その見通しについてお伺いいた

しますが、この事業は5年ほど前に一般質問で取り上げさせていただき、ようやく整備に至っている事業であります。歩道の拡張、排水路の整備が現在行われておりますけれども、その内容は具体的にどのようなになっているかお伺いいたします。

第2点は、不魚住排水路整備の状況と見通しについてお伺いいたします。ここは今までU字溝が入っていない水路であったため、土が崩れやすく、流れも夏は悪く、悪臭が漂い、雨が降ると道路にあふれてしまうという状況でございました。ようやく整備に至ったわけでありまして、その内容と今後の見通しについてお伺いいたします。

第3点は、芦野公園駅駐車場付近トイレ設置についてお伺いいたします。芦野公園入り口の駐車場には、現在トイレがありません。芦野公園に車で来た人は、トイレに行きたい場合、公園の中に入って5分ぐらい歩いてトイレを利用しなければならない状況にあります。そのトイレは、また冬期間は閉鎖されております。ちょっと公園に来て休憩したい人、おやつやラーメンを食べて、また車で出かけたという観光客は、トイレがないため、大変不便を感じております。この点、芦野公園の観光振興のためにも、この芦野公園入り口駐車場にトイレが必要と考えますが、この点どう考えているかお伺いいたします。

第4点は、金木地域老朽化した公営住宅の建てかえの状況と見通しについてお伺いいたします。現在金木では、新しい公営住宅が建設中ですが、そこには老朽化した公営住宅の人たちが入る予定もあると聞いております。そこで、例えば雲雀町団地のような一戸建ての老朽化した公営住宅の人の中には、居住、移転よりも払い下げを希望している人も多くいるとお伺いいたしました。このように、老朽化した一戸建ての公営住宅の場合、払い下げをすることで財政面でも助かるのではないかと考えますが、この点どのように考えているかお伺いいたします。

第5点、除排雪の体制強化についてお伺いいたします。ことしもいよいよ冬本番となりました。除雪体制の強化を図るとともに、除雪機械の貸し出しやひとり暮らし、夫婦高齢世帯に対する除雪の問題など、官民一体となった雪対策の推進、幹線道路の防雪さくの設定、流雪溝の整備を図り、市民が協力し合うことによって快適な雪国生活の確保を図ることが必要であります。そこでお伺いいたしますが、ひとり暮らしの高齢者、夫婦高齢世帯の方々の雪対策について、当市ではどのように対応しているかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、地域医療体制の充実についてお伺いいたします。少子高齢社会において、地域医療の充実は最重要課題と考えられます。その中で、鍼灸、マッサージの療養もまたその社会的役割は、高齢化の進展とともにますますその重要性を増して

いるところであります。

ところで、この鍼灸、マッサージ治療における療養費の取り扱いについて、当市では特別扱いに変更するようであります。鍼灸、マッサージの療養費の取扱いは、今も昔も原則償還払い方式となっておりますが、全国どこでも第三者受領委任を認めてきており、県内でも青森、弘前、隣の鶴田町でも第三者委任払いを認める形をとっております。受領委任払いを認める最大のメリットは、患者の立場から療養費の全額支払いを一たんしなければならぬ不利益を回避できる点であり、便利であり、患者の療養を受ける機会を増大させるメリットがあります。また、原則の償還払いを貫くと、患者がその都度市役所に出向かなければならぬ煩わしさが発生し、その手続も複雑であり、大変であります。この点、当市ではなぜ第三者受領委任払いをやめてしまうのか、その理由を説明していただきたいと思っております。

そして、広報に突然の償還払い制度の説明に関して、患者に対して誤解を与えるようでありますので、回避してもらいたいと思っております。

また、第三者委任払いを従来どおり認め、患者本位の保険支払い方式を考えていただきたい旨を強く求めます。

以上、大きく2項目について質問いたしますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 平山議員におかれましては、常日ごろより市政各般にわたりまして格別の御理解と御助言をいただき、まことにありがとうございます。心から感謝申し上げます。

私たちの津軽が1年の3分の1が雪に覆われているということは、人生3分の1を雪とともに生きるということであり、雪が津軽に生きる人々の精神や文化に与える影響は大変大きいものがあります。平山議員御質問の除雪体制の強化についてですが、当市の除雪対象路線の総延長は606.3キロメートルであり、臨時職員58人、除雪機械等直営、委託業者合わせて114台で対応しております。昨年、一昨年豪雪の経験を踏まえながら、今年度は巡回パトロール等の強化、充実を図り、適切な除排雪業務を実施してまいりたいと考えております。

また、先週までに旧五所川原地区を4地区に分けて町内会長、除雪業者、行政の3者で五所川原市地域雪対策懇談会を開催しており、関係者の御意見等を今後の除排雪業務に反映させてまいりたいと考えております。

なお、金木地区、市浦地区においても近日中に開催する予定となっておりますので、よろしく御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） それでは、広田・尻無線の整備についてお答えを申し上げます。

当該道路は、通学児童生徒の多い東側にまず歩道がなく、西側歩道も幅員が1.5メートルであることから、西側歩道を拡幅いたしまして、それから東側に歩道を新たに新設すると、そして歩行者の安全確保と交通の円滑化を図るものでございます。

なお、当該事業は平成16年度に事業が開始されまして、平成19年度、来年度でございますけれども、完了する予定となっております。歩道の延べ延長は1,530メートル、このうち平成18年度末では1,400メートルが完成予定でございまして、進捗率は91.5%を見込んでございます。

それから、不魚住の排水路の整備についてお答えを申し上げます。この事業は、幅が60センチメートルのキャッチドレインという側溝を布設するものでございまして、当該水路は総延長が約320メートルでございまして、このうち今年度、11月末には150メートルが完成してございます。残りの170メートルについては、来年度、平成19年度で完成する予定となっております。

それから、芦野公園駅の南側の公園駐車場に公衆トイレを設置できないかという御提言でございますけれども、現在市においては公衆トイレの建設計画はございませんけれども、今後観光という側面などから、設置場所も含めまして関係部署と検討をしていきたいと考えておりますので、御了解を願いたいと思います。

それから、金木地域の市営住宅の建てかえについてお答えを申し上げます。現在実施している（仮称）金木駅裏団地市営住宅建てかえ事業は、平成16年度から平成22年度までの7年間で38棟、83戸建設する計画でございます。平成16年度に合併前の金木町において事業に着手し、平成17年度までに造成等を完了し、今年度は7棟、20戸の建設に既に着手してございます。また、平成19年度は7棟、18戸、平成20年度は6棟、19戸、平成21年度は7棟、13戸、最終年度の平成22年度は11棟、13戸の建設をもって当該事業は完了する予定となっております。

それから、市営住宅の譲渡につきましては、現時点ではこれまた計画はございませんが、建てかえ終了後の市営住宅を入居者に譲渡することが、これが可能か否かにつきましては、現在の古い住宅の建設時に国庫補助金が充当されているということから、国との協議が必要となると考えてございます。また、入居者全員が購入を希望しない場合、

その場合は一部のみの売却となりまして、売却後のいわゆる古い団地の残地がいびつになつたり、もしくは虫食い状態になるなどが懸念されます。このため、入居者の方々の意向をお聞きいたしまして、全員が購入を希望する場合は、関係する部署と協議の上、譲渡を検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（田中賢一） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 高齢者世帯等に対する除雪支援対策についてお答えいたします。

現在市の単独事業といたしまして、高齢者除雪等支援事業を行っております。当該事業は、間口や生活通路等の確保に係る除雪作業が困難な市民税非課税のひとり暮らし高齢者、あるいは障害者等を対象とするものでございまして、社団法人五所川原市シルバー人材センターへ業務を委託し、その委託単価は業務1時間当たり550円でございます。利用者も同額の負担となっております。サービス利用者の決定に当たりましては、各地区の民生委員の意見や在宅介護支援センターの実態調査等を踏まえまして、サービスが適切に提供されるよう配慮して行っております。

また、所得要件等で非該当とされた方々へは、同様のサービスが全額自己負担となりますが、個別に受けられることを助言しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（田中賢一） 民生部長。

○民生部長（木村一善） 鍼灸、マッサージの施術にかかわる医療費の支払いをなぜ受領委任制から償還払い制に変更したのかとの御質問でございます。

当市におきましては、これまで鍼灸、マッサージの施術にかかわる療養費については、受領委任払い制で支給しておりましたが、青森県健康福祉部長より鍼灸、マッサージの療養費の支給方法については、償還払いが原則であるために是正するようにとの指導を受けております。こうしたことから、療養費の適正な支給を確保するため、平成19年1月1日から施術分について償還払いによる支給に改めるものでございます。また、健康保険法では厚生労働大臣の指定を受けた医療機関などにおいてのみ医療の現物サービスの提供を受けることができる旨規定されており、鍼灸、マッサージ等の治療院については指定医療機関となっていないため、受領委任払いの方法をとることが認められていないほか、国においては被保険者による療養費の流用、療養費の不正請求、業務範囲を逸脱した施術等の弊害を回避するため、償還払いの方法を示しております。これを遵守するものでございます。

なお、1月1日から実施するため、制度改正の周知を図るため、鍼灸施術業者につき

ましては、市の担当職員が直接伺っているほか、市の広報等により地域住民、活用している住民等に周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 28番。

○28番（平山秀直議員） 再質問させていただきます。

まず、1番目の居住環境の整備について、ちょっと細かな質問をさせていただきました。広田なりかんの歩道の整備、これまた順調に整備をお願いしたいと。また、不魚住の排水路整備も大変なところだったのを、今現在行われているようでありますので、これも向こう2年間にわたって工事、分けてされるそうですけれども、よろしく願います。

あと、質問の芦野公園の入り口付近のトイレ、以前は駅のところに大変古いトイレがありました。においが、大変悪臭漂っていたトイレですけれども、それを撤去したわけですけれども、かといってこれがトイレがないと、やはり先ほど申し上げましたように、車で来てちょっと休憩したい人とか、公園に来た人、大変不便を来しております。ぜひこの付近にトイレの設置を強く要望したいなというふうにして、またその住民の方々からも、また売店の人からも強く要望を私受けましたので、よろしく願いたいなと思います。

それから、金木の公営住宅の件ですけれども、建てかえの駅裏の住宅の方は進めていくんでしょうけども、要は財政的にも大変な中でこの建設進めているわけなので、できれば古い、特に強く要望があったのは、雲雀ヶ丘団地というんですか、嘉瀬の戸建ての住宅ですけれども、老朽化しているわけですけれども、このの方々の中には、わざわざ新しい方に行くのもいいけれども、今まで長年そこに住んでいたもので、ぜひ払い下げをしていただけないものかというふうにして、ただで払い下げを受けようというふうには決して思っておりませんので、ぜひ財政面でも幾らかでも足しになればいいのではないかなと思いますし、住民の方々も希望している方も1人、2人じゃないみたいですので、ぜひこれは検討していただいてもいいのではないかなと思いますので、これもう一度御答弁をお願いしたいなと思います。

それから、除雪のことについて、もう既に突然この間2日連続雪が降りまして、除雪対策の方でもてんてこまいになったと思いますけれども、一気に苦情が来まして、流雪溝の水が流れていないとか、いろいろとありました。その中で、やっぱり毎年除雪の苦情で一番やっぱり多いのは、ひとり暮らしの方々、夫婦高齢世帯の方々の雪の対策なわけ

です。先ほど答弁の中でシルバー人材センターを活用して負担1時間550円ですか、これで間口の確保をできますよというサービスを行っているということですがけれども、何となく高齢者の人たちが納得いかないのは、間口の確保はわかったと。自分の屋敷の中の道路までの間口だから、お金負担してもいいと。除雪かけたかたい雪が家の目の前にどんと置いていくと、これ一番頭さ来るんだとよく言うわけです。ひとり暮らしの高齢者、夫婦高齢世帯だと、このかたい、重い雪は片づけられないと。これを掌握するのも除雪対策本部としては大変なことになりますけれども、せめて業者の人にサービスでも電話連絡でこれ何とか片づけてくれないかと電話連絡をいただいた人には、業者の人もサービスしてもらって片づけに行ってもいいのではないかと。去年、おとしは、私知るところでは、電話やったらば昼ころに来て軽トラでスコップ持って片づけに来てくれていましたよ。こういうサービスをやってくれていた業者も数いたんです。ですから、この辺もよく考慮した対応を、除雪の方できめ細やかな対応をしていただければなという思いがありまして、あえてこれを取り上げさせていただきました。どういふものか、この点御答弁をお願いします。

それから、最後に、この鍼灸、マッサージの保険の支払方法、今まで確かに原則償還払いが規定であるのはわかっております。そういう中で、治療を受ける患者さんのサービスということで、第三者の受領委任払いというのをずっと長年認めてきたと。ここに来て、やはり患者さんたちにとっては、突然第三者委任払いでなくて原則償還払いに戻すというような形、この仕組みというのは一たん患者さんが治療を受けた方に全額お金を払って、後でまた市役所の方に来て保険の償還を受けに、請求に来なければいけないという二重の煩わしさが発生するわけです。実際に、鍼灸、マッサージを受けている方々は、高齢者の方々がやはり多いんです。この点を役所の人たちは本当にどういうふうに考えているのかなと。確かに鍼灸、マッサージやっている施術者の方々には説明しに行ったでしょう。でも、実際に治療を受けている患者さんたちは、広報で見てはっと思ったわけです。何も説明がなされていないと。今度役所に請求しに来てくださいよという広報に載ったのを見て、あと施術者の方から説明をさせたわけですね、要は。それは大変怒りを、患者さんたちの方では大変怒っていらっしゃるわけです。やはりこの支払い方法は、私県会議員を通じて県の先ほどおっしゃっていた課の方に確認していただいて聞いたところ、平成15年か16年に指導はしましたと、それ以降はしていませんよと。ただし、判断は各自治体の判断ですというふうにして確認しておりますという答弁だそうです。ですから、できればこれやはり原則に戻していただけないものかと。一番患者さん本位の支払方法を考えてあげるのが、特に高齢者のことを考えると、考えてあげる

のが当市の考え方ではないのかなと思ひまして、取り上げさせていただきました。この点を最後答弁を求めて、再質問を終わります。

○副議長（田中賢一） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） それでは、最初に公衆トイレの設置についてお答えを申し上げます。

公衆トイレの設置につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今直ちにこの場で設置するということはお答えなかなかできませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、市全体の事務事業の中でどのように位置づけしていけばいいのか、今後検討していきたいと思っております。いずれにいたしましても、今後策定される五所川原市総合計画、それからその実施計画、これらの中で観光なども含めまして検討してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、住宅の譲渡、市営住宅の古い住宅の譲渡につきましては、この場合は県を通して、先ほども申し上げましたとおり、国と協議することになりまして、この場合幾つかの条件をクリアすれば譲渡は可能でございます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、何名の方々が希望しているのかちょっとわかりかねますけれども、虫食い状態になる場合、うちがその中に道路をまた新たにつくらなきゃならないというような場合も想定されますので、区画がうまくできれば譲渡することも可能でございますので、これについては当事者の方から御意見、意向をお聞きして、内部で検討してみたいと、こう思っております。

それから、除雪のことでございますけれども、確かにすべての方々、老人などの世帯のこの雪処理を私どもが行うということは、これは理想ではございましょうけれども、必要とする重機やトラック、ダンプ、それから人員などの確保、こういうことから非常に難しいものがあると考えてございます。毎年除雪作業につきましては、多くの方々から御要望や苦情、これが寄せられております。私どもできるだけ効率的で迅速な作業を心がけてまいりますけれども、市民一人一人の皆様方の御要望にはこたえ切れないというのが実情でございます。何とぞ御理解を賜りますようお願いをしたいと思います。できるだけそういう業者の方々のボランティア、これらも含めて再度私どもの担当する課、それから業者の方々とも協議をしてみたいと、こう思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（田中賢一） 民生部長。

○民生部長（木村一善） 第三者委任払いについてお答えいたします。

確かに議員、県の方に確認されたということで、平成16年におきまして不正なそうい

う受給等の事情がありまして、これは県下一斉に償還払い方式を県の方ではとりなさいということをお話されました。確かにまた保険者の裁量権で、それは選択できることは県でもお話しになっておりますが、現在老人に限らず一般の療養費につきましては償還払い方式で現在も実施しております。その方々には、その都度確かに役所の方に御足労をおかけするわけでありまして、医療制度そのものは償還払い、その方々の口座に振り込む形になっておりますから、議員におかれましてはその制度のことにつきまして非常に熟知しておりますけれども、御理解を賜りたいというふうに考えております。

○副議長（田中賢一） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

ここで、15分間の休憩をとります。

午後 2時18分 休憩

午後 2時37分 再開

○副議長（田中賢一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

19番野呂國四郎議員。

○19番（野呂國四郎議員） 一登壇一

第6回定例会に当たり、新市民クラブを代表して通告の3点について一般質問させていただきます。

その前に、遅くなりましたが、去る7月投票日で行われました市長選挙には、2人の対立候補の票を合わせても及ばぬ大差で破れ、見事当選されました平山市長に対し、心からおめでとうを申し上げます。従来より学識並びに見識、そして教養のあるお人柄であり、今後の市政運営に大いに期待いたして、通告の質問に入らせていただきます。

当市の基幹産業である農業、特に稲作について、米の生産調整は来年度さらに強化され、2006年度よりも本県では3.5%も上乘せされるようであり、一層厳しくなるばかりでございます。そこで、当市の最重点要望事業の特例作物であるツクネイモの作付状況、つまり10アール当たりの収穫量並びに販売価格、幾らでどれぐらいの収入にあるのか、それに対して種子代、肥料、資材等、幾らぐらいでできるのか、また今後の転作物として農家に期待できるのかどうか質問いたします。

2点目については、企業誘致対策を重点的に進めるべきだと思います。相次ぐ農業の衰退、そして連鎖的に商店街もそのとおりであり、これを解決できるのは若年層の雇用の場であり、安定した就業環境を提供し、市内に定住促進につながるようにするべきではないか、これに対して市の取り組みはどのような状態であるのか質問いたします。

質問の3点目は、市街地の交通対策についてであります。エルムの街通りである石岡5号線は、朝夕のラッシュ時はもとより、日中の買い物客の往来でいつも渋滞をしており、解決策はないものか。私なりに思うことは、平和町住宅地の信号機から国道101号線、国道339号線、さらにJR五能線の踏切、そして国道339号のバイパス線、そしてエルムの街入り口、そして石岡集落のところまで信号機が合わせて7個に数えました。できればこの作動を一斉作動として、車の通行を一斉に走らせたならば、停滞はしないものではないかと私なりに考えた次第でございます。また、五能線の踏切、踏切は一たん停止という規則がございます。しかし、五能線の列車の本数は割と少ないし、あそこには遮断器もあり、警報器もある。その時間帯にはできるだけ安全運転徐行でできないものかどうか。そうしたならば、一たん停止よりもある程度車の進みが早いのではないかとと思われる次第でございます。国道101号線、339号線も縦の南北に走る市街もやはり一連作動の信号にすれば、スムーズにいくのではないかと私なりに考えたので、どうか警察並びに公安委員会の方へ強く要望して、私の質問を終わります。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 野呂議員におかれましては、日ごろより市政各般にわたり格別の御理解、御助言をいただき、まことにありがとうございます。心から感謝申し上げます。

御質問のツクネイモにつきましては、五所川原地域水田農業ビジョンの中で収益性の高い転作作物として特例作物に位置づけ、その振興と産地形成を目指し、取り組みを推進しているものであります。平成13年度における作付面積は0.1ヘクタール、作付戸数7戸であったものが、本年度においては作付面積が10ヘクタール、作付戸数が38戸と、順調な伸びを示しているところであります。また、販売実績につきましても、平成13年度の販売数量が0.1トン、販売金額が53万円に対し、平成17年度は数量が49トン、金額が1,300万円と、これもまた順調に伸びているところであります。

しかしながら、昨年度は全国的なナガイモの豊作による芋類のだぶつき、飽和状況からツクネイモの市場単価が安値で推移したという課題があることも事実であります。今後とも県並びに関係機関との連携を密にしながら、産地形成に努力することはもちろんであります。需要に応じた高品質なツクネイモ生産に向けて取り組みを強化してまいりたいと考えておりますので、野呂議員におかれましても御指導、御助言をよろしくお願ひ申し上げます。

次に、企業誘致対策について、誘致企業の件数と従業員数及び企業誘致の取り組みについての御質問でございますが、当市のこれまでの誘致企業は32社で、現在操業してい

る企業は22社であります。また、その総従業員数は1,562名であります。当市の企業の誘致活動については、毎年青森県に対して企業誘致促進についてとして重点事業の要望を行ってきているほか、当市では工業団地のパンフレットを青森県の東京事務所、名古屋、大阪情報センター等に配付し、宣伝していただいております。また、当市のホームページ上に工業団地の情報を掲載しているところであります。ことしの9月には、青森県企業誘致推進協議会の企画で日刊工業新聞に広告を掲載いたしました。10月には、東京、名古屋で開催された同協議会主催のあおもり産業立地フェアに参加し、工業団地の情報提供と誘致のお願いをするとともに、企業の情報収集を行ってまいりました。今後とも積極的に誘致に努めてまいる所存でありますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

御質問の企業誘致による若年者の雇用の拡大対策についてでございます。これにつきましては、これまで以上に積極的に企業への誘致活動を図るとともに、現在立地しております企業に対しても情報交換会を開催するなど、企業との連携を強化して新たな雇用の拡大に努めているところでございます。

そのような中におきまして、誘致企業5社で平成18年4月には18名を採用していただいております。正式には来春発表予定でございますが、600坪を増設し、15名の雇用を予定している企業も現在ございます。

今後とも各企業、県、ハローワーク等連携を深めまして、雇用拡大につなげてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（田中賢一） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） それでは、信号機の関係についてお答えをいたします。

石岡5号線などに設置されています各信号機の連動性につきましては、五所川原警察署に確認をいたしました結果、交通量調査、これなどによりまして各信号機の時間設定を行っているとのことございました。しかしながら、石岡5号線を初めエルムの街周辺の道路、それから区画整理事業を実施いたしております南部地区の道路は、ほかの路線に比べまして渋滞が激しいように見受けられます。今後渋滞状況の調査とともに渋滞緩和のために各信号機の連動性の見直しを関係機関に検討していただくようお願いをしてみたいと、このように考えてございます。

それから、踏切を徐行して通過できないかと、こういうお話でございますけども、踏切の一時停止につきましては、道路交通法第33条第1項に車両等は、踏切を通過しよう

とるときは、踏切の直前で停止し、かつ安全であることを確認した後でなければ進行してはならないと規定されておりまして、踏切においては現状では一時停止をしないで通過することはできません。しかしながら、当該の条文にはただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができるというただし書きがございます。このような信号機は、現在青森県内には設置されていないようでございますけれども、渋滞緩和の確かに一つの方策ではございますので、今後当市の関係部署とこれから協議をし、関係機関に信号機の設置ができるかどうかを要望してまいりたいと、このように考えてございます。

○副議長（田中賢一） 19番。

○19番（野呂國四郎議員） ツクネイモのことをもうちょっと具体的に聞きたいと思いません。

重点事業として努力されていることに対して、本当に敬意を表したいと思えます。本当に農家にこれ、転作作物として勧めていく気があるのかどうか。農家が本当に利益があると思えば、これは皆さん取っつくと思えます。ただ、私種子代、肥料代、資材等がどのぐらいかかるのかというの、まだそれちょっと出ていなかったようですので、やたら元かかって生産が合わなければ、農家もやめることになりますので、やはり生産性を考えて、農家の所得になる、そういうことを市の方で研究されるなり、もうちょっと具体的に聞き取っていただきたいと思えます。そこをひとつお願いしたいと思えます。

それから、企業誘致のことについて、今何か経済部長の方から1社が来年来るようなお話があって、非常に結構な話ですけども、やはり誘致するには座っていても、これは到底できないことであるし、何かさっき阿部さんのときだったか、団塊の退職されて「かみ」の方でやめられた、そういう技術者を、何か委託みたいなことにして宣伝してもらうか、徹底して誘致にかかわり合って、五所川原に企業を誘致したならば、若者の定住にもつながるし、そういったことをぜひしていただきたいと、そういう点もひとつ、もうちょっと具体的にお伺いしたいと思えます。

今踏切の一たん停止、徐行運転でできないかと。当然これは無理な話なのですがけれども、あそこはもしつがる市の方から来た場合、国道101と339号ですか、339号の信号を超えると、50メートルもないのに踏切あるんですよ。信号を通り過ぎたと思ったら一たん停止ということで、非常にあれで車は込むのがネックなところだと思います。聞くところによると、青森県にはないけど、何か特別な条例があるようだとしたならば、これもやはり公安委員会、警察の方へ具体的な要望をして、ぜひそれを実現してもらいたいと、そう願って2回目の質問といたします。そこを2点だけ、ひとつお願いします。

○副議長（田中賢一） 建設部長。

○建設部長（三橋俊一） それでは、踏切の関係につきましては、これは私ども行政では設置するということではできませんので、踏切の場所には県の公安委員会、それから警察署の方と協議し、もしできるのであれば設置していただくようお願いをしてみたいと、このように思っております。よろしくお願ひいたします。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

ツクネイモの関係でございますけれども、販売額としては大体1反歩当たり15万円、続いて経費は8万円、肥料とか種芋含めてでございます。ただ、この平均の15万なんです、この中でC級品、要するに規格外になったりする分もございますので、平均でいきますと、高いものの生産をこれからまあまあやっていけるような形で、地力の改善とか、それらについて県とか国、農協とか、いろいろ相談しながら地力改善、それから品質の向上を図ってまいりたいというふうにして考えてございます。

それから、企業誘致でございますが、先ほど市長が御説明申し上げましたとおり、県主催で県と連絡をとりながらいろいろ私ども面倒見ていただいております。その都度我々もPRしてきていますが、昨年若干いいところ、今年度ですけれども、いいところまでいったんですが、ただ価格の面で折り合わなかったということも実際ございました。ただ、それにめげないで、これからも我々は一生懸命頑張っただけでございませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（田中賢一） 19番。

○19番（野呂國四郎議員） 今の企業誘致についてなんですが、私も26年間出稼ぎした関係で、全部製造業に行かれたわけなんです。いろいろな会社知っているつもりで、今になれば向こうではおまえ来たかと言われるか知りませんが、矢崎総業とか日本電装の系列会社、アスモとか、大体見ればごく簡単な機械でつくれる製品なんです。そういうところにももしPRしたり、地方の方と連絡とってやれないものか。そして、土地の価格、これは平米1万400円ぐらいの単価で売られるような計画されておりますけれども、今漆川工業団地、幸い自治体病院が7.8ヘクタールを利用されるようで、それでも約5ヘクタールぐらいまだ残地があることになっておりますので、そういうところにまだ一つの企業が2ヘクタール使ったときも、3事業所ぐらいは入れるスペースがあると思ひますので、徹底した宣伝はするということで、現在市の当局では企業対策室とかなんとか設けているのかどうか、その辺もちょっとお知らせ願ひたいと思ひます。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

先ほど議員おっしゃられましたように、これから市長ともども一緒になって東京の方に行っていたいたり、企業誘致に対しては一生懸命頑張っていたきたいというふうには私どもも一生懸命頑張ります。

ただ、先ほど市長も申しましたとおり、11月の28日に地域の懇談会ということで12社出席していただきました。県、それから商工会議所、金融機関も入っていただきまして、いろいろお話しさせていただきました。その中で、企業の方々も一生懸命頑張っておられるということで、すごく自分たちも励まされたものでございます。

それから、対策室ということでは、特段対策室は設けてございませんが、ただその部分の中でも一生懸命頑張っていきたいと。それで、誘致企業の部分では頑張っておると。これからも県と連携を図りながら一生懸命頑張っていきたいというふうにご考えてございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○副議長（田中賢一） 以上をもって野呂國四郎議員の質問を終了いたします。

次に、17番工藤誠一郎議員。

○17番（工藤誠一郎議員） 一登壇一

拓友会の工藤であります。私どもは、市町村合併の当事者であり、またその証人でもあります。その合併に基づく在任特例のいわゆる在任期間もあとわずかとなりました。そこで、この間におけるいろいろな問題点のうちから、今回は特に財政について若干の質問をいたします。

財政と政策は、表裏一体のものであります。財政が動くことによって政策が変わる、当然のことです。まず、ことし3月、五所川原市集中改革プランが示されました。それによりますと、21年度末まで52億8,300万円の累積赤字が見込まれるという驚くべき財政の実態であったわけであります。ところが、先般11月に示された財政健全化計画によると、累積赤字をやや50億減らして、ほぼ健全な財政計画となっております。合併してからわずかの間に、数字がこんなに大きく変わってくるのはどうしても不安感が残ります。赤字体質からの脱却のためにいろいろな方策が示されて、その努力の姿勢に対しては一応の評価をしますが、これらのことによって住民に対する行政サービスが圧縮されるおそれ、行政サービスが最低水準に落ち込むのではないかという、この点を危惧するものであります。この点について御答弁願いたいと思います。

次に、農林水産業の振興についてであります。新しい五所川原市によって立つべき基盤は、まず第1次産業の振興にあると思います。力強い大地があってこそ揺るぎない五所川原の発展が約束されるものであると思います。市浦地域は、五所川原、金木と違

って飛び地であって、人口も少なく、時々忘れ去られるような環境にあります。だが、市浦は新しい五所川原市へ日本海と十三湖と県下一とも言われる牧場を持って参加いたしました。これらは、すべてこれからの産業の基盤であります。市浦地域に産業振興計画を持つとすれば、この3点が重視されなければなりません。

さて、牧場及び畜産振興に関しては、去る議会で十分意見も質問も申し上げておりますので、今回は漁業振興について若干申し上げたいと思います。旧市浦は、半農半漁の村として、半分は漁村であります。かつては、サケ・マスふ化放流事業、ヒラメ中間育成事業、アワビ稚貝放流事業等、水産資源の維持のため、海に対する投資を続けてまいりました。言うなれば、海を有するものの義務的事業と言っていいわけです。特にアワビ稚貝放流事業については、昭和30年代から奥尻や尻屋あるいは県のセンターから稚貝を購入して地先の海へ放流してまいりました。四十数年間いろんな努力を重ねてきております。

ところで、平成18年度の当初予算では、ほんのスズメの涙程度の予算計上であります。合併計画の中では養殖事業の拡充を図るとあるが、いかがなものでしょうか。すべては最初に申しあげました財政にかかわる問題であります。どうか漁民に対しても希望の持てる政策を展開してくださることを望みます。

最後になりましたが、現在建設中の十三新港であります。やがて漁港としての機能を有するときには、いろんな附帯施設が必要となると思います。どうか今からその財源対策等、地元漁協あるいは県と十分なる協議をしながら、連携を図りながらこのことに当たってほしいということを要望しまして、以上申し上げまして、質問を終わります。

○副議長（田中賢一） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 工藤議員におかれましては、日ごろより市政各般にわたる御指導、御助言、さらには専門的な見地から水産振興への御提言をいただき、まことにありがとうございます。心から感謝をいたしているところでございます。

御質問の十三新港につきましては、地域水産物供給基盤整備事業として平成14年度に事業着工し、平成23年度の完了に向け事業が進行中であります。現在の進捗率は42%となっております。議員御提言のとおり、新港が漁港として機能するためには、荷さばき施設や製氷施設、貯氷施設等の附帯施設整備が不可欠であります。この施設整備に当たっては、国庫補助事業である沿岸漁業構造改善事業の導入を視野に入れながら、県、地元漁協とともに検討会議を開催し、その方向性を詰めている状況にあります。市といたしましては、十三新港が海面漁業活性化の核として機能できるよう、関係機関との連携

を密にしながら地域水産振興に向け取り組みを強化してまいりたいと考えておりますので、工藤議員におかれましても御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 財政部長。

○財政部長（三上裕行） 集中改革プランと財政健全化計画との差が余りにあるという御質問でございます。お答え申し上げます。

議員御案内のとおり、本市の財政は国庫補助金の廃止や削減、地方交付税の大幅な減額、また多額の地方債残高を抱えていることによる公債費の増加、少子高齢化社会等に伴う福祉関係経費の増大のため、極めて厳しい状況にあります。平成18年3月に策定いたしました集中改革プランは、総務省より示された項目内容を各担当部署に照会し、取りまとめたものでございまして、その結果、その段階において行財政運営を継続した場合の財政見通しにおいて、最終年度で多額の歳入不足額が出たものであります。これに比べまして、財政健全化計画では、先般御説明申し上げましたけれども、一般財源の不足を解消し、収支均衡のとれた財政運営の転換を図るための具体的な方策を反映させた財政見通しとなっておりますので、御理解願いたいと思います。まず、根本的に違うのは、集中改革プランでは18年度の決算を8億から9億と、財政健全化計画ではこの先まだ不安定ではございますけれども、18年度4億程度の赤字と、そこで既に5億ぐらいの差がございまして、これから新年度の当初予算が固まってまいります。また、18年度の決算見込みもほぼ不用額等の見通し、それからこれからの除排雪の経費の補正等も絡みますけれども、決算の見通しがついた段階、それから新年度予算の予算案がまとまった段階においての数字を皆様方にお示しいたしまして、この先3年間において努力すれば、そのような状況にできるかなと、こういう信念のもとに健全化計画を策定してございます。

また、財政健全化を進めていくに当たっては、市民に対する行政サービスへの影響も懸念されます。市民の皆様のニーズには的確に対応し、総合的な行政サービスを提供していかなければならないと思っております。行政サービスの最低水準を強いられる財政再建団体への転落回避を最優先課題としておりますので、持続可能な行政サービス基盤の確立を目指して、全力を挙げて全庁で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきますようお願いいたします。

○副議長（田中賢一） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

議員御質問のアワビ事業につきましては、築いそ漁業の振興と漁家所得の向上を図ることを目的に事業実施しているものであります。本事業につきましては、脇元漁業協同

組合が事業主体となりまして、アワビの稚貝放流や繁殖保護を継続的に実施してございます。事業実施に当たっては、脇元地区のアワビを地域ブランドとして確立し、地域活性化の一助となることを目指しているところでありましたが、なかなかその事業効果が上がっていないという現状にございます。

水産業を取り巻く厳しい現状の中、昨年10月、足腰の強い地域水産業の確立とその活性化を目指しまして、小泊、下前、十三、脇元、車力の5漁業協同組合が参加する日本海北部漁協合併研究会が設立されまして、現在協議が進められてございます。予定では、年明け早々にも仮称ではありますが、日本海北部漁協推進協議会へ移行することになってございます。市といたしましては、この漁協合併の動向を踏まえ、さらには地域の皆様の要望をお聞きしながら、アワビ事業を含めた今後の水産振興を検討してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（田中賢一） 17番。

○17番（工藤誠一郎議員） 大変懇切丁寧な御答弁でありました。

さて、ちょっと趣が変わりますけれども、市長はいろいろ津軽鉄道の存続、あるいは自治体病院機能再編、あるいは金木病院の救急医療、その他ごみ、し尿、広域行政の仕事がたくさんあるわけで、したがってどちらかというところと内政あるいは財政に関しては、ちょっと留守がちになるのかなと、こう心配しています。

そこで、今回財政のプロとして行財政改革推進監として越前氏を迎えたことは、大変適切な措置ではなかったかなと、こう思っています。したがって、突然でありますけれども、着任して日も浅い越前氏でありますけれども、この行財政改革推進監として大変重い責任でありますけれども、今所感として何か考えておるものがありましたならば、今回一言お願いしたいと、こう思います。

○副議長（田中賢一） 行財政改革推進監。

○行財政改革推進監（越前正一） 突然の御指名でございます。当市に参ってからの感想、所感ということでございますけれども、三ほれという言葉がございます。まず、地域にほれと。どういうわけか、もともと旧市浦、旧金木、旧五所川原、この地域、好きな土地柄でございました。それから、人にほれと。これにつきましては、着任してからすばらしい方々に出会えました。私の生涯の財産になるものと感じております。それから、仕事にほれという言葉が続くんですが、この行財政改革というのはなかなか厳しいものがございます。ただ、この仕事をやり遂げることが市民のため、それから私の好きな地域で暮らす人々のためになるということを思っております。

以上でございます。

○副議長（田中賢一） 以上をもって工藤誠一郎議員の質問を終了いたします。
これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○副議長（田中賢一） 以上で本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後 3時17分 散会

平成18年五所川原市議会第6回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成18年12月12日（火）午前10時開議

- 第1 議案第122号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算から議案第155号 和解についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

- 第1 議案第122号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算から議案第155号 和解についてまで

追加日程 議案第156号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

◎出席議員（46名）

1番 原 田 寛 議員	2番 加 藤 馨 議員
3番 阿 部 春 市 議員	4番 齊 藤 一 郎 議員
5番 松 野 武 司 議員	6番 桑 田 茂 議員
7番 木 村 博 議員	8番 外 崎 茂 議員
9番 伊 藤 永 慈 議員	10番 田 中 昇 議員
11番 寺 田 達 也 議員	12番 稲 葉 好 彦 議員
13番 櫛 引 ユキ子 議員	14番 葛 西 ノリエ 議員
16番 三 和 均 議員	17番 工 藤 誠一郎 議員
18番 寺 田 武 造 議員	19番 野 呂 國四郎 議員
20番 三 和 孝 治 議員	21番 古 川 幸 治 議員
22番 秋 元 洋 子 議員	23番 高 杉 利 彦 議員
24番 山 口 孝 夫 議員	25番 笠 井 幸 市 議員
26番 磯 辺 勇 司 議員	27番 伊丸岡 勇 議員
28番 平 山 秀 直 議員	29番 笹 山 精 喜 議員
30番 相 澤 治 議員	31番 平 山 則 雄 議員
32番 島 津 典 明 議員	33番 中 畑 藤 雄 議員
34番 田 中 賢 一 議員	35番 川 口 隆 議員
36番 中 谷 秀 八 議員	37番 福 士 寛 美 議員

38番 川 浪 茂 浩 議員
40番 工 藤 善 司 議員
42番 工 藤 武 則 議員
45番 成 田 長 代 議員
47番 三 瀉 春 樹 議員

39番 木 村 清 一 議員
41番 葛 西 収 三 議員
43番 吉 岡 浩 議員
46番 濱 田 春 士 議員
48番 長谷川 清 勝 議員

欠席議員（1名）

44番 葛 西 敬太郎 議員

説明のため出席した者（28名）

市 長	平 山 誠 敏
助 役	田 邊 欣二郎
収 入 役	鳴 海 義 男
総 務 部 長	山 田 晴 雄
財 政 部 長	三 上 裕 行
民 生 部 長	木 村 一 善
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	三 橋 俊 一
行 財 政 改 革 推 進 監	越 前 正 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	蒔 田 弘 次
水道事業所長	須 郷 純 彦
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	高 松 隆 三
教 育 部 長	葛 西 皓
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
職 務 代 理 者	

選挙管理委員会 事務局 長	木 村 隆 一
農業委員会 長	太 田 昭 市
農業委員会 事務局 長	鈴 木 正 徳
総務課 長	高 橋 勇 公
財政課 長	高 工 藤 勝
企画課 長	岩 川 静 子
保護福祉課 長	須 藤 久 男
農政課 長	島 谷 淳
土木課 長	白 戸 幸 一
会計課 長	関 秀 三

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	高 橋 満 直
次 長	前 田 晃
議事係 長	小 林 耕 正
議事係主査	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員46名、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。
-

◎日程追加の議決

- 議長（齊藤一郎） 議事に入る前に申し上げます。
本日市長より議案第156号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の追加提案したい旨の申し出がありました。
お諮りいたします。
この際、本件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。
よって、本件は日程に追加し、議題とすることに決しました。
-

◎追加日程 議案第156号

- 議長（齊藤一郎） 追加日程、議案第156号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。
市長より提案理由の説明を求めます。
市長。
○市長（平山誠敏） 一登壇一
本定例会に追加提案いたしました議案の概要について御説明いたします。
議案第156号は、五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であります。五所川原市立西北中央病院に診療科目としてリウマチ科を新設するため提案するものであります。
以上が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。
○議長（齊藤一郎） 常任委員会付託区分表差しかえのため、このまま暫時休憩いたします。

午前 10 時 25 分 休憩

午前 10 時 28 分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 1 議案第 122 号から

追加日程 議案第 156 号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第 1、議案第 122 号 平成 18 年度五所川原市一般会計補正予算から議案第 155 号 和解についてまでの 34 件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第 122 号 平成 18 年度五所川原市一般会計補正予算から議案第 134 号 平成 18 年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算までの 13 件については、25 名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の 13 件については 25 名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により指名いたしたいと思ひます。

その氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（高橋満直） それでは、議長の指名を朗読いたします。

3 番 阿 部 春 市 議員	5 番 松 野 武 司 議員
7 番 木 村 博 議員	10 番 田 中 昇 議員
12 番 稲 葉 好 彦 議員	13 番 櫛 引 ユキ子 議員
14 番 葛 西 ノリエ 議員	16 番 三 和 均 議員
17 番 工 藤 誠一郎 議員	19 番 野 呂 國四郎 議員
20 番 三 和 孝 治 議員	22 番 秋 元 洋 子 議員
24 番 山 口 孝 夫 議員	26 番 磯 辺 勇 司 議員
28 番 平 山 秀 直 議員	30 番 相 澤 治 議員
33 番 中 畑 藤 雄 議員	34 番 田 中 賢 一 議員

35番 川 口 隆 議員 36番 中 谷 秀 八 議員
38番 川 浪 茂 浩 議員 40番 工 藤 善 司 議員
43番 吉 岡 浩 議員 45番 成 田 長 代 議員
48番 長谷川 清 勝 議員

以上の25名であります。

○議長（齊藤一郎） ただいま朗読したとおり、以上の25名を指名いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました25名の議員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、議案第135号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案から議案第155号 和解についてまで並びに本日追加提案されました議案第156号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案までの22件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたから御報告いたします。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、明13日及び14日の2日間は休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の2日間は休会とすることに決しました。

次回は、来る15日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時34分 散会

平成18年五所川原市議会第6回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

平成18年12月15日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第136号 五所川原市役所の支所設置条例を廃止する条例案
- 第 2 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター七和）
- 第 3 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター長橋）
- 第 4 議案第139号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター飯詰）
- 第 5 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター三好）
- 第 6 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について（毘沙門・長富コミュニティセンター）
- 第 7 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（梅沢コミュニティセンター）
- 第 8 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（楠美家住宅）
- 第 9 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市つがる克雪ドーム）
- 第10 議案第147号 ふるさと交流圏民センター事務組合理約の変更について
- 第11 議案第148号 青森県消防補償等組合理約の全部変更について
- 第12 議案第149号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
- 第13 議案第150号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 第14 議案第155号 和解について
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第15 議案第145号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第16 議案第146号 五所川原地区消防事務組合理約の変更について
- 第17 議案第151号 西北五環境整備事務組合理約の変更について
- 第18 議案第152号 西北五広域福祉事務組合理約の変更について

- 第19 議案第154号 五所川原市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 第20 議案第156号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第21 議案第135号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第22 議案第153号 津軽広域水道企業団規約の変更について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第23 議案第122号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
- 第24 議案第123号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第25 議案第124号 平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第26 議案第125号 平成18年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第27 議案第126号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
- 第28 議案第127号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第29 議案第128号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
- 第30 議案第129号 平成18年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
- 第31 議案第130号 平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第32 議案第131号 平成18年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 第33 議案第132号 平成18年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算
- 第34 議案第133号 平成18年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算
- 第35 議案第134号 平成18年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第36 発議第 7号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野の健全化を求める意見書案
- 第37 議案第157号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第38 議案第158号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第39 議案第159号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 1 3 6 号 五所川原市役所の支所設置条例を廃止する条例案
- 第 2 議案第 1 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター七和）
- 第 3 議案第 1 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター長橋）
- 第 4 議案第 1 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター飯詰）
- 第 5 議案第 1 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター三好）
- 第 6 議案第 1 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（毘沙門・長富コミュニティセンター）
- 第 7 議案第 1 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（梅沢コミュニティセンター）
- 第 8 議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（楠美家住宅）
- 第 9 議案第 1 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市つがる克雪ドーム）
- 第 1 0 議案第 1 4 7 号 ふるさと交流圏民センター事務組合理約の変更について
- 第 1 1 議案第 1 4 8 号 青森県消防補償等組合理約の全部変更について
- 第 1 2 議案第 1 4 9 号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
- 第 1 3 議案第 1 5 0 号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 第 1 4 議案第 1 5 5 号 和解について
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 1 5 議案第 1 4 5 号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第 1 6 議案第 1 4 6 号 五所川原地区消防事務組合理約の変更について
- 第 1 7 議案第 1 5 1 号 西北五環境整備事務組合理約の変更について
- 第 1 8 議案第 1 5 2 号 西北五広域福祉事務組合理約の変更について
- 第 1 9 議案第 1 5 4 号 五所川原市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 第 2 0 議案第 1 5 6 号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第21 議案第135号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
第22 議案第153号 津軽広域水道企業団規約の変更について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
第23 議案第122号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算
第24 議案第123号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算
第25 議案第124号 平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別
会計補正予算
第26 議案第125号 平成18年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別
会計補正予算
第27 議案第126号 平成18年度五所川原市老人保健特別会計補正予算
第28 議案第127号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
第29 議案第128号 平成18年度五所川原市立高等看護学院特別会計補正予算
第30 議案第129号 平成18年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
第31 議案第130号 平成18年度五所川原市農業集落排水事業特別会計補正予算
第32 議案第131号 平成18年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計補正予算
第33 議案第132号 平成18年度五所川原市相内財産区特別会計補正予算
第34 議案第133号 平成18年度五所川原市脇元財産区特別会計補正予算
第35 議案第134号 平成18年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
第36 発議第 7号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野の健全化を求める
意見書案
第37 議案第157号 人権擁護委員の候補者の推薦について
第38 議案第158号 人権擁護委員の候補者の推薦について
第39 議案第159号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎出席議員(44名)

1番 原 田	寛 議員	2番 加 藤	磐 議員
3番 阿 部 春	市 議員	4番 齊 藤 一	郎 議員
5番 松 野 武	司 議員	6番 桑 田	茂 議員
7番 木 村	博 議員	8番 外 崎	茂 議員

9番	伊藤永慈	議員	10番	田中昇	議員
11番	寺田達也	議員	12番	稲葉好彦	議員
13番	櫛引ユキ子	議員	14番	葛西ノリエ	議員
16番	三和均	議員	17番	工藤誠一郎	議員
18番	寺田武造	議員	19番	野呂國四郎	議員
20番	三和孝治	議員	21番	古川幸治	議員
22番	秋元洋子	議員	23番	高杉利彦	議員
24番	山口孝夫	議員	26番	磯辺勇司	議員
28番	平山秀直	議員	29番	笹山精喜	議員
30番	相澤治	議員	31番	平山則雄	議員
32番	島津典明	議員	33番	中畑藤雄	議員
34番	田中賢一	議員	35番	川口隆	議員
36番	中谷秀八	議員	37番	福士寛美	議員
38番	川浪茂浩	議員	39番	木村清一	議員
40番	工藤善司	議員	41番	葛西収三	議員
42番	工藤武則	議員	43番	吉岡浩	議員
45番	成田長代	議員	46番	濱田春士	議員
47番	三浦春樹	議員	48番	長谷川清勝	議員

欠席議員（3名）

25番	笠井幸市	議員	27番	伊丸岡勇	議員
44番	葛西敬太郎	議員			

説明のため出席した者（29名）

市長	平山誠敏
助役	田邊欣二郎
収入役	鳴海義男
総務部長	山田晴雄
財政部長	三上裕行
民生部長	木村一善
福祉部長	宮崎堅治
経済部長	笹森英志

建設部長	三橋俊一
行財政改革 推進監	越前正一
金木総合支所長	福井定治
市浦総合支所長	成田義正
西北中央病院 事務局長	蒔田弘次
水道事業所長	須郷純彦
教育委員長	阿部育也
教育長	高松隆三
教育部長	葛西皓
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
職務代理者 選挙管理委員会 事務局長	木村隆一
農業委員会会長	太田昭市
農業委員会 事務局長	鈴木正徳
総務課長	高橋勇公
財政課長	工藤勝子
企画課長	岩川静子
国保年金課長	小田桐宏之
保護福祉課長	須藤久男
農政課長	島谷淳
土木課長	白戸幸一
会計課長	関秀三

職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋満直
次長	前田晃
議事係長	小林耕正
議事係主査	飛鳥順一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員43名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。

◎日程第 1 議案第136号から

日程第14 議案第155号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第136号 五所川原市役所の支所設置条例を廃止する条例案から日程第14、議案第155号 和解についてまでの14件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（櫛引ユキ子） 一登壇一

おはようございます。本定例会において、総務常任委員会に付託されました議案14件について、去る12日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第136号 五所川原市役所の支所設置条例を廃止する条例案であります。本件は支所としての機能を失わせるために条例を廃止するものであり、また議案第137号から議案第142号までの6件については、いずれも支所廃止により旧支所に併設されているコミュニティーセンターの管理について、それぞれの地区住民協議会を指定管理者として指定するため提案するものであるとの説明に対し、七和地区、長橋地区の財産区事務について、指定管理料の積算根拠について、コミュニティーセンターの修繕の対応について質疑があり、それぞれ説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は楠美家住宅の管理について、七和地区住民協議会を指定管理者として指定するものであるとの説明に対し、楠美家住宅が国指定文化財として指定される可能性について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第144号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は五所川原市つがる克雪ドームの管理について、財団法人五所川原市自治振興公社を指定管

理者として指定するため提案するものであるとの説明に対し、克雪ドームの利用状況について、現在の運営経費について、指定管理者の経緯について、運営費の県補助の可能性について質疑があり、それぞれ説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第147号 ふるさと交流圏民センター事務組合理約の変更についてであります。地方自治法の改正により助役制度及び収入役制度の見直し、吏員制度の廃止等に伴い、所要の改正を行うため提案するものであるとの説明に対し、地方自治法の経過措置終了後の会計管理者について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第148号 青森県消防補償等組合理約の全部変更についてであります。本件は青森県消防補償等組合の名称を青森県市町村総合事務組合と改称するとともに、青森県市町村税滞納整理組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合及び青森県自治会館管理組合の3組合を統合するための規約変更であり、議案第149号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について及び議案第150号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分については、組合を解散し、その事務を青森県市町村総合事務組合に継承するとともに、財政調整基金及び物品を帰属するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第155号 和解についてであります。本件は合併前の金木町嘉瀬財産区が所有する財産の一部を侵害されたことにより、地上権を設定している青い森農林振興公社とともに損害賠償請求の訴訟を提起していたものであり、仙台高等裁判所の和解提示を受け和解するため、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、和解金の内訳について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

私ごとでございますが、大変皆さんに長い間お世話になりました。本当にありがとうございました。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第136号から議案第144号まで及び議案第147号から議案第150号まで並びに議案第155号の14件はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第15 議案第145号から

日程第20 議案第156号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第15、議案第145号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立についてから日程第20、議案第156号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案までの6件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長（磯辺勇司） 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案6件について、去る12日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について、民生常任委員長として最後の報告をさせていただきます。

まず、議案第145号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立について、本件は高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法等の規定により、平成18年度末日までに後期高齢者医療広域連合を設けるために規約を定め、青森県後期高齢者医療広域連合を設立するために議会の議決を求めるものであるとの説明があり、設立の目的などについて質疑があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第146号 五所川原地区消防事務組合格約の変更について、議案第151号 西北五環境整備事務組合格約の変更について及び議案第152号 西北五広域福祉事務組合格約の変更についての3件は、いずれも地方自治法の改正による助役制度及び収入役制度の見直し、吏員制度の廃止等に伴い、所要の事項を改めるため議会の議決を求めるものであるとの説明があり、副市長の必要性とその権限について、会計管理者の職務の内容等について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第154号 五所川原市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について、本件は市が処理する事務のうち特定の事務を日本郵政公社東北支社受け持ち区域内の三好郵便局、長橋郵便局、七和郵便局及び梅沢郵便局において取り扱わせるために議会の議決を求めるものであるとの説明があり、その取り扱い時間、手数料、周知方法等について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第156号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について、本件は五所川原市西北中央病院に診療科目としてリウマチ科を新設するために提案するものであるとの説明があり、新設後の診療日等について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり議決賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第145号及び議案第146号、議案第151号、議案第152号、議案第154号並びに議案第156号の6件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第21 議案第135号及び

日程第22 議案第153号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第21、議案第135号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案及び日程第22、議案第153号 津軽広域水道企業団規約の変更についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（古川幸治） 一登壇一

おはようございます。本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案2件について、去る12日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第135号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例案について、本件は入居者の資格について及び市営住宅の整備に伴い、所要の事項を改めるものであるとの説明があり、市税の滞納に関する質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第153号 津軽広域水道企業団規約の変更については、地方自治法の一部を改正する法律による助役制度の見直し、収入役制度の見直し、吏員制度の廃止等に伴い、津軽広域水道企業団規約の所要の事項を改めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第135号及び議案第153号の2件は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第23 議案第122号から

日程第35 議案第134号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第23、議案第122号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算から日程第35、議案第134号 平成18年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算までの13件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長（山口孝夫） 一登壇一

おはようございます。去る12日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に不肖私山口孝夫が、副委員長に野呂國四郎委員が選任され、翌13日に付託されました議案13件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について報告申し上げます。

最初に、議案第122号 平成18年度五所川原市一般会計補正予算についてであります。歳入においては自立支援医療費等負担金の内容について、寄附金の内容等について質疑があり、歳出においては一般管理費の減額理由について、市長選挙費の減額理由について、予防接種等委託料の減額理由について、あおもり施設農業拡大対策事業費補助金並びに「冬の農業」産地拡大施設整備事業費補助金の内容について、道路維持費の設計等委託料並びに除排雪業務委託料の内容について、小中学校各種大会補助金の内容について、五所川原第一中学校建設工事費の内容について、また債務負担行為の設定について、今後慎重を期すよう要望があった後、南部地区土地区画整理事業換地計画業務の内容について及び同業務に係る債務負担行為の設定理由について質疑があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第134号 平成18年度五所川原市十三財産区特別会計補正予算までの12件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

最後に、皆様の協力を得て予算委員長をさせていただいたことに感謝申し上げます、御礼申し上げます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第122号から議案第134号までの13件はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第36 発議第7号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第36、発議第7号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野の健全化を求める意見書案を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

16番三和均議員。

○16番（三和 均議員） 一登壇一

おはようございます。発議第7号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野の健全化を求める意見書案であります。内容については皆様のお手元に配付しております議案書のとおりでありますので、提案理由の説明を省略させていただき、何とぞ満場の御賛同を得、御議決賜りますようお願い申し上げます。

よろしくようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 発議第7号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第37 議案第157号から

日程第39 議案第159号まで

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第37、議案第157号 人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第39、議案第159号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(平山誠敏) 一登壇一

本定例会に追加提案いたしました議案の概要について御説明いたします。

議案第157号から議案第159号までは、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。太田啓子氏、伊藤博氏、泉谷武美氏の3氏をそれぞれ人権擁護委員の候補者として推薦するため議会の意見を求めるものであります。

以上が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長(齊藤一郎) お諮りいたします。

ただいま議題となっております3件については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 日程第37、議案第157号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれを推薦することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第38、議案第158号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれを推薦することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第39、議案第159号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 討論を終結いたします。
採決いたします。

本件はこれを推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれを推薦することに決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎市長あいさつ

○議長(齊藤一郎) 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○市長(平山誠敏) 一登壇一

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会も齊藤議長を初め山口予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも滞りなく御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

また、今般の議会においては、人権擁護委員の候補者として太田啓子氏、伊藤博氏及び泉谷武美氏の3氏をそれぞれ満場一致をもちまして御推薦をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本年も残すところ2週間余りでございますが、市長として1年を顧みますと、何と申し上げても財政規模の数十年分の負債を抱えて財政再建団体となった自治体が、国主導のもと実現困難とも思える再建計画策定を余儀なくされるという衝撃的な報道が強く印象に残っており、このような報道に触れるたびに、当市にあっては何としても財政再建団体になるようなことだけは避けなければならないと、財政健全化に向けて決意を新たにしているところでございます。このことは、決して小職だけが感じていることではなく、先般の市長選挙におきまして市の財政健全化を喫緊の政策課題に掲げた不肖私が市政のかじ取りを命ぜられましたことは、とりもなおさず市民の皆様の市財政に対

する危機意識のあらわれであり、市の財政健全化への強い期待が結集したものであろうと確信しております。

とかく行財政改革と申しますと、サービスの縮小面のみが大きく取り上げられがちでございますが、小職といたしましては市の大きな目標である財政健全化を実現しつつも、市民生活に必要欠くべからざる事務事業については、サービス低下のないよう予算を編成、執行してまいりたいと考えてございますので、議員並びに市民各位におかれましても市財政が重大な局面にあることを御理解いただくとともに、よりよい財政運営のための積極的な御提言をいただきたいと存じております。

小職は、我がふるさと五所川原市を将来にわたり健全に持続、成長可能なものとするべく、さらに創意工夫を重ね、皆様の御期待にこたえられるよう努めてまいり所存でございますので、今後とも倍旧の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、来る1月21日には、いよいよ市町村合併後新定数下での最初の五所川原市議会議員選挙がございます。立候補される議員の方々におかれましては、全力を尽くして選挙戦を勝ち抜かれ、次の議会において再びこの議場で相まみえることができますよう心から御祈念申し上げるとともに、今般の任期を最後に議員を退かれるの方々におかれましては、長年にわたる市政への貢献に対しまして心からの敬意と感謝を申し上げたいと存じております。大変御苦勞さまでございました。

結びに、寒さもいよいよ厳しさを増す折から、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市勢伸展のためますます御活躍くださいますよう、また御家族そろってつつがない年末年始を過ごされ、来る新年がすばらしい年となりますよう心から祈念いたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成18年五所川原市議会第6回定例会を閉会いたします。

午後11時10分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年12月15日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 田 中 賢 一

五所川原市議会議員 川 浪 茂 浩

五所川原市議会議員 木 村 清 一

五所川原市議会議員 工 藤 善 司